

School regulations of Kyoto Prefectural School Painting

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-03-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松尾, 芳樹, Matsuo, Yoshiki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15014/00000198

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



京都府画学校の校則

松尾 芳樹

【抄録】

京都府画学校は明治13年に開校した絵画の学校である。西洋画から文人画に至るまで幅広い絵画様式を教育対象としたことで知られる。しかし、開校当初から京都府の勸業政策との関係に、大きな課題があった。そして、明治15年の内国絵画共進会において注目を受けた画学校は、国粹主義や殖産興業政策を見せる社会の動きも意識するようになる。近世以来の画塾を継承していた画学校の教育は、産業界との連携を模索する中で、近代的な学校制度への適応を図るのである。こうした動きを端的に物語るのが画学校の校則である。明治21年に初めて行われた校則改正により、開校時に作られた教育課程は大きく改められ、従来からの絵画教育とともに図案教育が大きな役割を担うことになる。ここから学校の中に、社会と連携した教育の萌芽が見られるようになる。

1. はじめに

京都府画学校は明治13年に京都御苑内に産声をあげた絵画の学校である。東宗、西宗、南宗、北宗の4専攻によって西洋画から文人画に至るまで幅広い絵画様式を教育対象としたことで知られる。この学校における教育活動については以前教則と教材に従って考察を加えたことがある^①。その後の調査により校則に関わる新たな資料^②を確認することができたので、得られた知見を提示し、旧説を補訂したい^③。特に、従来年表上の項目として事実が理解されるにとどまっていた明治21年の校則改正について、改正の内容を検討し、その意義を考察する。本稿は関係資料を公開して、研究の便宜をはかるとともに、校則を廻る校内の動きを検証し、教育機関として近代化に葛藤した画学校が果たした役割を論じるものである。

2. 画学校校則の変遷

はじめに、京都府画学校の校則について時系列を確認したい。最初の校則は、明治13年6月に制定された。府令第260号として6月19日に布達されたのは、「京都画学校規則」（資料1）「京都画学校教則」（資料2）の二つの規則である。この「京都画学校規則」は二つの部分からなっており、「京都画学校規則」という本編（以下「13年規則」という。）と、「京都府立画学校規則附録」（以下「13

年附録」という。)とする別冊部分である。この規則の名称は最終的に調整されたものらしく、稿本⁽⁴⁾の段階では「京都画学校規則 上」と「京都府立学校規則附録 京都画学校規則 下」とあり、本来異なる系統の規則であったことがわかる。13年規則は、全部で36箇条からなり、四宗の設置と展覧会に関する条項を除けば大半が教職員(吏員、教員、幹事、用掛、生員、出仕)及び生徒に関する規定である。その第35条に「校則ハ別冊府立学校規則附録ヲ確守スヘシ」とあるとおり、13年附録は本来別冊として扱われた部分で、全10章からなる。画学校として新たに加えた条項は少なく、学校運営に関わる条項の大半を明治12年4月から授業を開始した府立中学の規則に依存した。

また、13年規則第36条には「学科課程等ハ別冊教則ニ従フ可シ」と教則を校則とは別に定めることを記し、校則とともに「京都画学校教則」(以下「13年教則」という。)を制定している。教則では四宗それぞれの教育課程が定められているが、制定時点では教員はまだ決定しておらず、府が中心となり学校開設を上申した田能村直入に相談しながら文案が作成された可能性が高い⁽⁵⁾。京都府画学校の校則は、この三つの規則からはじめられた。

校則と同時に制定された規則に「画学校出仕任用内規」⁽⁶⁾がある。この内規によって13年規則に定められた画学校出仕の任命が可能となり、教員選挙により各宗の教員を定めた。辞令を受けた教員は各宗で教則を検討し提出するが、この各宗の教則については西宗以外の草案⁽⁷⁾が残されており、北宗及び東宗の草案には吉田秀毅、金崎壽、田能村直入の確認印が、南宗の草案には直入の確認印が捺されている。13年規則には「給費規則」「品評規則」「寄付金手続」について別冊とすることが記されているが、開校時点で制定された痕跡はなく、後述のとおり品評規則についてのみ開校後に条項が検討されている。画学校開設を準備する段階で京都府側の担当は多くの近代化施策に関わった明石博高(1839-1910)であった。そして勸業課の金崎壽(1849-?)と学務課の吉田秀毅(1834-1900)が画学校案件を担当している。両者とも教育に関わる経歴を持つ職員である。

翌明治14年1月に出仕等級表の改正が行われ、出仕の12等級から上位3等級を対象外として実質9等級とし、等級に当てられた職名も改めた。この改正により教員の肩書は副教員から三等教員と変わることになる⁽⁸⁾。『創立以来生徒管理規程』の簿冊⁽⁹⁾を見ると、この月には「生徒懲則」「生徒心得」「寄宿舍規則」が定められている。これらは明治16年に京都府に対し裁定を求めているため、本来「画学校事務章程」⁽¹⁰⁾に定められた知事の裁可を受けるべきところを行わないまま、非公式に運用したものであろう。

また同じ『創立以来生徒管理規程』には同月「画学校品評及鑑定規則」が作成された記録がある⁽¹¹⁾。13年規則の第28条に関わる規則と思われ、京都府の罫紙に記された文案に朱筆の訂正が加えられた稿本には、第1紙に直入の印が捺されている。京都府側で作成し、直入が修正したのであろう。ただこの規則の制定は「沿革材料」に記述がなく運用に関して不明な点がある。品評規則は本来、広く校外に開かれた鑑定業務に関わる規定だが、出仕や生徒が展覧会に出品する場合も品評の対象とされた。この規則と共に明治14年4月までに西宗、東宗、北宗から提出されたと思われる「品評規則起案」⁽¹²⁾が遺されている。この規則案には直入、金崎、吉田の認印があるが、先の品評規則案との関係は不明である。両者同一の雛形に対して修正を加えた可能性があり、審査の公開性や鑑定料などに異なる立場をとる。別に明治15年4月に「品評規則」が改正されたとする記録があるが、これも「沿革材料」の記事に確認されない⁽¹³⁾。しかし、明治15年1月にはじめての校内展覧会が開催されており、この時、品評規則について何らかの検討が行われた可能性はある。

明治14年2月には校則及び教則の改正が検討され、29箇条からなる改正案⁽¹⁴⁾が作成された。後に文部省への提出も行われたが翌年取り下げており、実際の改正には至らなかった。

明治16年6月には再度校則の改正が検討され、89箇条からなる改正案⁽¹⁵⁾が作られたが、この時も

改正には至らなかった。この改正作業では他にいくつかの規則制定も検討されており、改正に関わるやりとりの中で、当初「書器及標本貸付規則」「寄宿舎規則」「生徒心得」「生徒懲則」「貸費規則」「工業科規則」の六つの規則⁽¹⁶⁾の名が挙げられている。しかし、実際に翌7月に制定したのは「書器及標本貸付規則」「寄宿舎規則」「生徒心得」の三つであり、校則改正も見送られた。制定された三つの規則は、明治14年に作成されたものである。

そして明治21年2月に「京都府画学校規則」改正が行われた（以下「21年規則」という。資料3）。明治13年6月の校則施行後、初めて実際に行われた改正である⁽¹⁷⁾。この改正の意義についてはこれまで言及されることが少ないが、後述のとおりその条項を検討すると、改正が画塾の延長上にあった四宗画学校を、美術工芸の専門性を持つ近代的学校へと変化させる、重要なものであることがわかる。画学校の教育活動の転換点であり、中等教育を担う組織として新たな出発点と認識すべきであろう。翌明治22年再度校則の改正が行われるが、これは21年改正校則の一部⁽¹⁸⁾を是正する実務的な改正である（資料4）。明治22年に学校の経営は生まれたばかりの京都市に移る。その後西洋画専攻廃止の動きがみられるなど、運営に混乱が生じるが、校則の改正には至っておらず、京都府画学校の校則がそのまま用いられた。再び校則が改正されるのは明治24年の京都市美術学校の時代となる。

3. 明治21年規則の改正点

13年規則についてはその要点について既に論じたことがある⁽¹⁹⁾。21年規則での変化は極めて大きく、その特徴は以下のようにまとめられる。

A 学課課程の変更

13年規則では四宗すなわち、東宗、西宗、南宗、北宗の4専攻に分かれ、各宗に一塾を置いたのが、21年規則では四宗四塾を解体し、普通画学科、専門画学科、応用画学科の三科に改編した。普通画学科は本邦絵画⁽²⁰⁾と洋画、応用画の三専攻に分かれ、従来の西宗は洋画に継承、他の東南北三宗は本邦絵画へと統合して継承されたのである。また、各科における教科書についても規則の中に明確にしており、教則を具体的に記述している。学校教育として体制を整備する方針が顕著である。

B 条項の構成方針の変更

13年規則では38箇条あった条項が、21年規則では47箇条と増加する。これは単なる条項の追加ではなく、条項の構成そのものが全く改められた結果である（表1）。13年規則では主要な条項であった教職員及び生徒に関わる項目や、展覧会、寄付金に関する項目はなくなり、

条数	明治13年規則	明治21年規則
1	趣旨	主旨
2	宗派	
3	塾舎	(学科課程)
4	吏員	
5	教員	
6	幹事	
7	用掛	
8	出仕生員	学年及学期
9	出仕	
10	生員	授業及休業
11	生徒	
12	給費生	
13	出仕	欠課及遅参
14	展覧会	
15	寄付金	
16	規則教則	
17		
18		入学在学及退学
19		
20		試業及学業証書
21		
22		
23		
24		
25		生徒心得
26		
27		授業料及書器貸料
28		
29		
30		
31		
32		教授要旨
33		
34		
35		
36		

趣旨を除くと 13 年規則の項目は総て割愛された状態となる。逆に 21 年規則では府立学校規則を適用していた 13 年附録にあたる部分を改めて画学校規則本体に編入している。13 年附録の第 1 章入学規則、第 2 章校則、第 3 章生徒心得、第 9 章書器貸付規則を基本に、新たな教育課程すなわち教則を組み合わせた構成へと改変したことになる。「生徒心得」及び「書器貸付規則」は明治 14 年に作成され明治 16 年に正式に制定している。

C 学年制への移行

従来の半年を 1 級とした学級に対し、1 年を 1 級と改めた。学年歴は従来どおり 9 月始業、7 月終業を継承している。

D 修学期間の変更

3 年の修学期間を普通画学科 2 年と専門画学科あるいは応用画学科 3 年という 5 年に改めた。普通画学科を 3 年とし、その上に専門画学科あるいは応用画学科を 2 年追加するという、従来の課程に上級課程を増補する簡便な移行をせずに、普通画学科を 2 年、専門画学科あるいは応用画学科を 3 年という課程に再編している。この課程編成はすでに開校している東京美術学校における課程と共通している⁽²¹⁾ところから、影響を受けた可能性がある。ちなみに村上文芽はこの上下二課程をもって、後の美術工芸学校、絵画専門学校 2 校による教育体制の濫觴とみている⁽²²⁾が、これは無関係としなければならない。その後 5 年あるいは 4 年として定着する修学期間は、継続的に中等教育の範囲に止まるためである。なお施行後となる 21 年 11 月に図案科には 3 年を修学期間とする速成科が設けられており、修学年限に関しては、5 年への長期化に抵抗する立場もあったと思われる。また同じ 11 月には聴講制度となる別科も図案科に設けられた。これらは第 12 条の規定に従って設置されたもので、実業に携わる者でも受講しやすい課程とされた。

E 入学資格の変更

入学資格を原則として年齢ではなく学歴を基準とするものとし、尋常小学校卒業生とした。すなわち従来の 14 歳を基準とした入学資格からかなり年齢が下げられ、10 歳で入学できるようになったのである。これは大きな変化であったが、間もなく不適切な規定と考えられたらしく、翌 22 年の規則改正により、入学は高等小学校卒業生またはこれと同等以上の学力とした。結果として、従来行われていた 14 歳以上に入学を認める方針に復したものと見える。

F 用器画法教育の拡大

普通画学科においては全ての課程の実技に副学科として用器画法が置かれた。内容は幾何図形、透視図法、投影画である。本邦絵画専攻、洋画専攻、応用画専攻においてその扱いは一様ではなかったと思われるが、従来は西宗すなわち洋画専攻においてのみ行われたものである。鑑賞用絵画を制作する画家を養成するための学校であった四宗画学校の日本絵画教育に、課程の上でも実学的要素を拡大したことがわかる。

G 本邦絵画専攻における流派の自由

本邦絵画を学ぶ専攻では、東宗、南宗、北宗の別がなくなると同時に、建前として学ぶ流派の自由が説かれている。ひとつの専攻において従来の東宗、南宗、北宗の何れも学ぶことができたことになる。こうした生徒による自由選択性は画学校開校時に田能村直入が理想としたものであり、そ

の意味では直入の理想が実現されたともいえる。明治 21 年 4 月時点の教員の顔ぶれを見ると、望月玉泉（望月派）、原在泉（原派）、巨勢小石（巨勢派）、小田半溪（南画）、久保田米僊、今尾景年（鈴木派）⁰²³、岸竹堂（岸派）、幸野樸嶺（円山派・四条派）、森川曾文（四条派）と近世以来の町絵師の流派をかなり幅広く揃えており、確かに諸派を学ぶ環境を一時的に形成したと見ることができる（表 2）。21 年規則第 8 条の本邦絵画の課程（資料 3）を見ると、墨画、淡彩画、着色画、密画、疎画という技法の高度化と花鳥から山水人物へと進む画題の複雑化に従う汎用性の高いものとなっている。

しかし、21 年のうちに景年、半溪、竹堂、小石が退任し、玉泉も翌年退任して流派の数は半減する。こうした状況を見ると、未だ教則が整っていたとは考え難く、教員が集団で科目を分担教授する状況にはなかったのであろう。生徒が何れかの様式を選択するものであったとするならば、生徒が選択する科目に偏りがあると、教員の教務に影響が現れ、やがて学校教育における絵画門流の淘汰収斂につながるということが考えられる。校則改正以後画学校から美術学校、美術工芸学校へと学校が改編されるなか、絵画専攻においては四条派に連なる画家が教員となることが増し、次第に主流派を形成するようになる。

これには美術工芸学校となった明治 27 年から樺嶺の弟子であった竹内栖鳳、菊池芳文が教員に加わったことが大きく、彼らは中堅画家として地歩を固めるとともに学校の中心的教員として影響力を強めた。近代京都画壇の形成と学校教育が同期を見せることは注目してよい。こうした変化の起点となったのが明治 21 年の校則改正である。

すでに学校を退いた田能村直入は明治 24 年に南宗画学校を起こし、独自に南画教育を行うようになる。自ずと画学校における南画教育は衰退し、また諸流派においても世代交代が進むうち、学校における影響力が低下するところが増えた。写生を重視する絵画教育が勢いを得るのはこのあたり求められるのであろう。

表2 明治21年以後12年間絵画専攻教員在任期間一覧

学校名			画学校			美術学校			美術工芸学校						
旧四宗	流派	画家	明治21	明治22	明治23	明治24	明治25	明治26	明治27	明治28	明治29	明治30	明治31	明治32	
東宗相当	望月派	望月玉泉	○	○											
	原派	原在泉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		梅戸在勤		○											
	諸派折衷	河邊華拳		○											
南宗相当	文晁派	榭原文翠			○	○	○	○	○	○	○	○			
	巨勢派	巨勢小石	○												
北宗相当	南画諸派	小田半溪	○												
		鈴木派	鈴木松年	○											
			今尾景年	○											
	久保田米僊		○	○											
	岸派	岸竹堂	○												
		岸九岳			○	○	○	○	○						
	四条派	幸野樸嶺	○	●	●										
		森川曾文	○	○		○	○	○	○	○					
		山田文厚		○	○										
		渡辺秋溪		○											
		鈴木瑞彦			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		駒井龍仙		○											
		菊池芳文		○						○	○	○	○	○	○
		竹内栖鳳								○	○	○	○	○	○
		三宅呉暁											○	○	○
		橋本菱華												○	○
		合田一蜂												○	○
		川北霞北												○	○
		山元春拳													○
		兼崎得山													○
滝山稲洲														○	
渡辺虚舟													○		

※明治21年校則改正後12年間の画学校～美術工芸学校教員及び嘱託教員の在籍状況をモデル化したもの。●は教頭心得。

※最下段枠線内は学校を卒業後、明確な師承を見せていない画家。

当時の状況下では画塾における師承は、学校における教師と生徒との関係にも大きな影響を与えた。

H 理系科目の導入

数学と理科を重視したことも大きな変化であった。これは洋画教育及び応用画教育に適応するものといえるが、それはとりもなおさず、学校を実業学校として整備する端緒と見なすことができる。さきに実技の副学科として用器画法が設置されたことを述べたが、数学の知識はこれを補うものであったらしく、普通画学科では、分数と比例、専門画学科では幾何学が教授された⁽²⁴⁾。また普通画学科でのみ行われた理科は、絵画を描くのに必要な知識を得るためのもので、動植物学、光学、色彩学、解剖学、力学、材料学がその内容となっている。本邦絵画専攻においても、こうした科学的視点を導入していることは注目される。画学校を継承する美術工芸学校が当時盛んだった画塾と競合しなかったのは、こうした学科教育による教養重視の立場が評価された可能性がある。

4. 二つの改正案

それでは、この校則改正はどのように進められたのだろうか。形式面から捉えるならば、府立学校規則の借用と13年教則の併用によって運用するようになっていた13年規則を、一規則に統合し、単独で運用できるようにしたものが21年規則といえる。その過程を考えると、明治14年及び明治16年に検討された画学校規則改正案（以下それぞれを「14年改正案」「16年改正案」とする。）は、試行錯誤の様子を伝えて貴重である。ちなみに、『百年史』においては、校則の改正は明治16年と明治18年に検討されたことになっているが、当時の資料⁽²⁵⁾を見る限り、改正が検討されたのは14年と16年であったと考えなければならない。

校則改正案には29箇条からなるものと89箇条からなるものの二つが遺されている。明治16年1月に農商務省の博覧会掛から返却された画学校規則は29箇条規則であるが、これは明治15年10月の第1回内国絵画共進会において金崎が博覧会掛に提出したもので、それ以前に作成されていなければならない。金崎壽の出張復命書（資料7）には、文部省への提出を取り下げ、博覧会掛に提出したと書いているため、この29箇条改正案は明治14年2月のものと考えられる。一方89箇条改正案は明治16年6月に金崎から京都府に申し出た改正案と考えて良い。大幅な改正のため新たな規則と見なして欲しいという説明⁽²⁶⁾が従来の29箇条改正案と異なる状況を適切に伝えている。この稿本には回議欄があり摂理、教員、出仕、主任監事の項があるため、直入が摂理を辞任し、笠井喜佐吉が校長心得として入る明治17年2月以前に作成されたのは間違いない。教員の欄には3教員の印が見られるが摂理直入の印はなく、直入の辞任と校則改正の関係性をうかがわせる⁽²⁷⁾。従って29箇条規則、89箇条規則とも、実際に施行されたものではなく、構想の段階に止まるものであり、学校の校則を語る際には注意を要する。

まず各規則及び改正案の目的を提示する第1条主旨の変化を検討したい。

本校ハ美術ノ美ヲ増進シ諸工芸諸製法作ノ基礎ヲ正フセンカ為メニ設ル所ノモノナレハ入学ノ生徒此意ヲ誤ル事無ク事々補化益世ヲ目的トシ仮初ニモ遊手座食ノ弊習ニ染マサラン事ヲ要スヘシ（13年規則）

本校ハ美術ヲ拡張シ工芸製作ノ基礎ヲ訂正スル為メニ設クモノニシテ粗ヲ戒シメ精ヲ窮メ浮ヲ去リ

実ニ就キ公益ヲ謀リ文化ヲ補フヲ本旨トス（14年改正案）

本校ハ美術ノ基礎タル画学ノ技術ヲ研究シ工芸ノ改良ヲ謀ル処トス本校ニ従事スルモノ此意ヲ誤ル事ナク精ヲ究メ実ニ就キ補化益セヲ目的トシ遊手坐食ノ弊習ニ染マサル様力ヲ要スヘシ（16年改正案）

本校ハ美術ノ進歩ヲ計リ及ヒ美術ノ応用ヲ借ル工業上ノ意匠考案ヲ開導スル為メ内外国諸般ノ絵画ヲ授クル所トス（21年規則）

13年規則と14年改正案までは美術の振興と工芸制作の支援が目的となっているのが、16年改正案では美術の振興という目的を割愛するとともに絵画技術の研究と工芸の改良が目的として提示される。具体的かつ現実的な表現に変えられていることから、この間に、路線の変更圧力の存在をうかがうことができる。時間軸に従って考えれば、この間に第1回内国絵画共進会が開催されており、これが影響を与えていることが推測される。実際に施行された21年規則では、やや現行規則にすりあわせるように美術の振興は遺しながらも意匠考案のための絵画教授という目的が提示され、全体として産業に貢献する実学的方向に傾斜していることがわかる。その意味では16年改正案が規則改正の転換点であったと考えられる。

14年改正案の構成を見ると、13年規則の教職員に関わる部分が一部削除されたため、38箇条から29箇条へと条項が削減されている。ただ、加えられた条項として、変則生の規程がある。変則生というのは、今日で言うところの聴講と通信教育の両制度に従う生徒である。むしろこのときの検討案で重要なのは、同時に提出した13年附録と13年教則の変更であった。附録では書器貸付と学資に関する項目が修正され、教則では、各宗から提出された教則に従って当初の教則に改訂を加えている。特に後述する工業課に関わる工業科の規定が加えられている点が注目される。

13年規則では教職員に連なる画学校生員と呼ぶ中間の立場の者が規定されているが、その役割は不明であった²⁸。14年改正案ではこれがなくなり、準出仕という立場の校員という制度を作っている。ただ校員についても、実態としてそうした立場の者がすでに存在したかは確認ができず、規則改正の意図は分からない。

従って13年規則と14年改正案では根本的な変化は見られず、府立学校規則と教則を併用する構造もそのまま継承されている。田能村直入が府側と検討した13年規則を、実態に合わせて修正しようとしたものであることは「画学校校則従前之分実際差問候ニ付」⁽²⁹⁾とある改正理由からもよくわかる。14年の校則改正に際し重視したものとして、同時に提出した「懲戒規則」⁽³⁰⁾の制定も課題であったと思われる。

一方、16年改正案ではかなり大きな変更が行われている。府立学校規則との併用を避けるべく、必要な条項を吸収し、画学校の校則のみで自律的に運用できるように検討したのである。そのため、全36箇条の13年規則が89箇条に及ぶ長大なものになっている。

16年改正案に特徴的なのは、宗内に置かれた塾制を廃止し、宗という呼称を派に改めたことである。そして従来の3年の課程を普通科とし、その上に2年の高等科を置く5年制の課程に改めようとしたのである。修学期間の延長がすでにここで検討されているとともに、四宗は専攻ではなく画学の内容として捉えられている。つまり普通科あるいは高等科の科目として東派、西派、南派、北派が設けられていることになり、21年規則の原形が生まれている。

全体の構成では、13年規則の主題となっていた教職員と生徒に関する規定と寄付金の規定に、京都府立学校の校則に定められていた学年及学期、正課及休業、遅参及缺課、試業及学業証書、学業成績

点及等級進退、入学及退学、授業料の条項を加えたものが基本となる。そしてこれに「書器及標本貸付規則」「寄宿舎規則」「生徒心得」から必要な条項を収録、さらに「教頭画学講談会」「画術研究会」「詩文会」「新画共進展覧会」「工業課」といった文化事業の規定が追加される。13年教則は四宗の改組にともない失効することになるが、新しい教則は検討されておらず、改正としては一貫性を欠く。

「教頭画学講談会」はいわゆる講演会にあたる。明治15年5月から開始した直入、森寛齋、鈴木百年による画学講義が念頭におかれていると思われる。「画術研究会」は古画の画題技法研究を主体とした研究会で、金崎が内国絵画共進会において佐野常民から聞いた古画研究の必要性に応じており、国粹主義の流れを受けたものと思われる。従来の品評制度を一部継承している。「詩文会」は明治14年から学校において開催されたものを受けている。このあたりは直入以来の教養主義を継承するのであろう。「新画共進展覧会」は13年規則にある月例展覧会を継承。「工業課」は外部から工芸品の下絵制作の受託を受ける部署で基本的には教育と関わらない。幸野楳嶺が北宗の教則に記した工業課の構想を採用したものといえる。ただし楳嶺が工芸品の下絵のみならず絵画制作も請け負う工房として想定していたものを、工芸品の下絵制作の部署として産業に接近した内容に改めている。

他に13年規則との相違点としては、事務方に書記、世話掛の名称が増加したこと、生徒に関しては貸費生の規定が加わったことがある。生員については、13年規則の曖昧さを回避して準出仕としての立場を明確にし、29箇条改正案の教員に近い位置づけをしている。

この16年改正案は、必要な項目とさほど重要ではない項目が混在しており、教則も欠けているところから、決して整備された規則とはいえない。しかし、修学年限の増加や四宗の再編、府立学校校則からの脱却など21年規則への過渡的要素がうかがわれ、画学校の改革がかなり早い段階で検討されていたことがわかる。

5. 明治21年改正の背景

こうして、13年規則から21年改正に至る経緯を見ると、その策定に強く関与したのは監事の金崎壽と吉田秀毅と思われる。13年規則の策定においては田能村直入の関与がある程度推測されるものの、先に述べたような規則改正の試行錯誤の様子を見ると、学校開校後は、教員よりも事務方が規則の策定に強い関心を示したと考えるべきであろう。

13年規則の策定においては、金崎も吉田も、府側の担当者であった。金崎が画学校に監事として辞令を受けるのが明治14年1月。学校は学務課の所管であるため兼任となっている。府の勸業課と兼務であるから、学校の職員とはいいいながら府側の意向を強く反映することになる。吉田秀毅は金崎が画学校の監事を務める間、学務課から画学校に関与し、同じく府の職員であった笠井喜佐吉が校長を務める期間を経て、明治19年3月に画学校の校長を兼務することになる。21年規則への改正はこの吉田が校長を務める時代であった。

金崎は第1回内国絵画共進会への出品にちなみ上京し、共進会の審査長であった佐野常民と面談している。佐野は南画の排斥、国粹主義の発展、産業への応用について論議し、これを京都でも推進することを託したという。金崎は共感しており、その結果画学校の規則改正の必要を感じるのである。佐野の主張を受けた金崎が語る「画学ノ模本ハ之ヲ古画ニ取り、教員ハ学半ノ地ニ位シ。学生ハ古画ヲ以主眼トセシメ、専ラ実地現物ノ写生ヲ為サシメ、傍ラ詩歌及歴史ヲ講授シ、而之ヲ養成セハ、氣韻実理時世妙況共々存存シ、其製画ハ之ヲ工藝上ニ流用スレハ必工藝物ノ補益ト成リ、磐礎トナリ、大ニ物産ノ興隆ヲ資クルニ足ルヘシト考。」⁽³¹⁾という論はそのまま16年改正案に反映しており、21年規則の前提条件を整理するのである。

ただし、21年改正にあたり、16年改正案はあまりにも未整理であり不十分であったため、そのまま改正案とすることは難しかったと思われる。改正案の条項を検討するには新しい眼が必要だった。そこで注目されるのが、用掛の関口老雲（1836-1901）の存在である。老雲は長野県の士族で、文人画家として知られたが、本来京都にあまり関わりのある人物ではない。京都で落命した佐久間象山の弟子で、谷口藹山に学んだことが京都との接点である。藹山の家に住み、京都で開業したところ、明治12年12月の榎村正直による勸業場での招集に感じ、早速画学校についての意見書⁽³²⁾を提出したことが画学校との出会いである。実は、意味の違いはあるものの「画学校出仕」という名が初めて資料に見えるのはこの老雲の意見書である。『画学校校則綴』に収録される13年規則の草稿を見ると、最終的な条文になる直前まで、「出仕」という語の代わりに「社員」という語が用いられていることから、画学校を支える画家の協力者の呼称として、最終的に老雲の「画学校出仕」の語が転用されたことになる。開校前に提示した学校に対する意見が何らかの影響を与えたのであろう。直入の積極的な協力を得ることが困難となった状態で、この碩学の関与は府側にとっても好都合であった。老雲の文書が、他の規則改正関連文書類とともに簿冊に遺されている理由も推し量ることができる。

老雲は明治19年9月に用掛として画学校の職員となったため、明治20年9月の改正21年改正上申まで1年あり、当然この作業に関わったものと考えられる。明治19年12月24日に依願退職する金崎とは3月の間ともに勤務して後を引き継ぐかたちになっている。翌年学校が京都市に移管された後に老雲は学校を離れているところから、まさに府側の意を受けて学校改革に協力した可能性が高い。榎嶺が教員として学校に復職するのは21年3月であり、すでに改正規則が出来上がった後のことである。榎嶺は工業課の構想を当初から持っていたところから、新しい校則による教育の実践役として復職するのである。

21年規則は施行後2年で西洋画の廃止が決定し、本邦絵画は教員の退任が続く。さらには、新たに生まれた応用画も専任の教員が定着しないなどの不安定な運営が続くが、応用画学科の設置そのものは、明治24年工芸図案科から明治32年図案科へと継承され、引き継がれることに意味があった。明治27年に国が開始した実業教育費国庫補助法による補助金の獲得にいち早く奔走できたのも、この実業教育の枠組みを準備していたことが成功理由と考えられる。この補助金が学校の制度たてなおしに大きな役割を果たしたことを考慮すれば、画学校がフライングぎみに実業教育への接近を試みたことは、大きな意義があった。学校の経営基盤は、学校が実業学校として認められることにより多額の補助金を得て安定し、学校の安定がまた従来からの絵画教育を安定的に継続することに役だったことになる。これは図案教育のみならず、絵画教育にとっても有意義な展開であった。

6. おわりに

京都府画学校については、複数の画系を教授する四宗画学校としての意義が注目されやすい。しかし、その校則改正の流れを追うと、京都府の勸業政策との関係が開校当初から大きな課題となっていたことがわかる。近代を迎え再構築される日本絵画の世界において、第1回内国絵画共進会を契機として、京都という地域の存在感は増した。そして殖産興業を急ぎ立てる社会の中で学校の役割にも新しい姿が求められるようになる。本質的な部分で近世以来の画塾の延長にあった画学校の教育は、産業界との連携を模索するうち、近代的な学校制度への適応を図る必然が生まれた。それは公立学校そのものが、社会的な貢献を期待される存在であることから、避けがたいものであった。

南画においては、田能村直入による南宗画学校の開校に伴い画学校における教育は衰退し、諸流派が世代交代の中で存在感を失うなか、やがて四条派の師系を持つ画家が絵画科教員の大半を占めるよ

うになる。当初は幅広い門流を対象としていた画学校の絵画教育が、明治 21 年に改正された校則以後、次第に教育の対象を淘汰収斂するようになり、結果として四条派の系譜によって主流派を形成する傾向が生まれる。画学校の教育課程と人脈が、明治時代後半に展開する近代京都画壇の形成と同期することは看過できない。改正によって獲得した教育体制は、必ずしも万全なものではなかったが、後に国が推進する実業教育施策にうまく適応する基盤をもたらしたことは間違いない。日本絵画と図案という二つの専門教育が、社会の変化に対応しつつ新たな展開を見せる起点となったのが、明治 21 年の校則改正である。校則はこの画学校の果たした役割を伝える貴重な語り部となっている。

【注】

- 1 拙稿「京都府画学校出仕について」(2009年3月25日、「京都市立芸術大学芸術資料館年報」18号)、「京都府画学校の教育」(2010年3月、「京都市立芸術大学芸術資料館年報」19号)、「京都府画学校の校有品」(2011年3月、「京都市立芸術大学芸術資料館年報」20号)
- 2 今回確認されたのは6点の資料である。4点は電子複写からなり、『百年史』(1981年3月、京都市立芸術大学)編集時に収集された資料と思われる。(1)「画学校関係資料 画学校校則教則府立学校沿革史より」(2)「美工関係資料」(3)「京都画学校規則京都画学校教則複製」(4)「明治十五年内国絵画共進会に関する金崎八等属の復命書」の4点で、典拠が不明のまま『百年史』の翻刻により考察していたものが、より正確に研究対象とすることが可能となった。残る2点は(5)《画学校規則綴》(6)《改正規則稿本綴》の二つの簿冊である。これは『百年史』編纂時にまだ原本が残されていた、数少ない画学校時代の文書である。廃棄されかけていたものを、その価値を惜しみ当時京都市立芸術大学教員であった冬木偉沙夫氏が保管していた。『百年史』に収録された規則の多くが、原資料から理解することができるようになり、翻刻の際失われた情報まで確認できることが貴重である。(2)の一部は資料3と4に、(3)は資料1と2に、(4)は資料7に翻刻し、(5)は資料15に、(6)は資料16にその内容の一覧を掲げた。
- 3 これらの補訂は、榎嶺らによる仮校則及び明治21・22年改正規則の確認により修正するものであり、基本的に本稿に論じる内容によって行う。前掲注1論文「京都府画学校出仕について」について、8頁20行からの内容は、幸野榎嶺、望月玉泉ら連名で仮校則(資料12)を提出しており、校則策定に直接関与したのは田能村直入だが、在京画家の協力もあった。同14頁21行からの内容については、出仕班別の厳格さは直入の楽天的思考に由来すると思われるが、榎嶺らの仮規則においても画家を上下二つのグループにわけており、画家の側に品等を受け入れる思考があったと思われる。同「京都府画学校の教育」について、14頁16行からの内容については、普通画学科2年応用画学科3年と改める。同19頁29行からの内容については、明治21年改正規則(資料3)によって比較できる、ただし考察の結果は変わらない。
- 4 注2《画学校規則綴》に収録。
- 5 渡邊勝『直入居士伝』(1925年11月、画神堂、p.85)に、「四宗画学校の創設される時、居士から校則を提出した。」とある他に、当初の教則策定に直接関与した画家は確認されない。
- 6 「第二号沿革史別冊」に収録。『百年史』pp.135f。
- 7 《画学校規則綴》に収録。『百年史』(pp.158-65)に翻刻される。
- 8 旧等級表では出仕十二等級のうち四～六等が妙品にあてられ、副教員とされた。改正された等級表では一～三等の神品が実質対象外とされたため四～六級が正教員とされ、当初副教員に任じられた者は六等出仕であったため正教員の三等にあたり三等教員として任じられたのである。これは府の官吏における准官等表の十等にあたる。前掲注1論文「京都府画学校出仕について」p.13参照。
- 9 正確には『第三号沿革史別冊 創立以来 生徒管理規程 附雑則』という。原本所在不明。電子複写が京都市立芸術大学芸術資料館に遺る。
- 10 制定の経緯は不明ながら「画学校事務章程」「事務取扱条例」(『百年史』pp.134f)が学校開校時に定められたことが『創立以来職員執務規程』の簿冊より推測される。校則教則の制定には学務課勸業課を通じて起案し知事の裁可を受ける旨が記される。
- 11 《画学校規則綴》『創立以来生徒管理規程』に収録。『百年史』に未収録。
- 12 《画学校規則綴》に収録。起案者として小山三造、望月玉泉、幸野榎嶺ら三人の副教員の署名捺印

があることから、三等教員に任じられる明治14年4月21日より前に作成されたことがわかる。『百年史』pp.126f。内容としては「画学校品評及鑑定規則」と異なる点が多い。

13 『創立以来生徒管理規程』簿冊の「品評法」に「明治十五年四月改定」の書き込みがある。「品評法」は「画学校品評及鑑定規則」を簡潔にまとめて修正したもので改正案としては適切であるが、第1条に89箇条改正案を拠り所とする記述があり、書き込まれた注記の解釈が難しい。注記者の何らかの錯誤が推測される。

14 「5 改正・京都府画学校規則」(『百年史』pp.127f)

15 「11 京都府画学校規則改正案」(『百年史』pp.130-3)

16 この6規則に加え「鑑定規則」の名が記されているが、ミセケシされている。この「鑑定規則」は「品評法」として『創立以来生徒管理規程』の簿冊に収録されるものを指すと思われる、89箇条規則の第76条に基づく旨が記されている。昇外に「明治15年4月改正」と書き込みが見られるが、15年4月は内国絵画共進会以前であり、未だ29箇条規則の検討を行っていた時期であるため、錯誤の可能性が高い。

17 明治21年2月14日府令21号により布達され3月1日より施行された。この改正に対する評論については日出新聞の記者であった村上文芽の「絵画振興史」に触れているのが早く、島田康寛『京都の日本画 近代の揺籃』(京都新聞社、1991年7月)のpp.112-6に紹介されている。また同書pp.152-7には、解題を加える島田氏によって同校則改正について考察が加えられている。

18 主な変更点は、第8条(授業時間数と授業内用及び教科書)の変更、第12条(応用画学科における変則授業)の削除、第21条(入学資格)の変更である。資料4参照。

19 前掲注1論文。

20 『百年史』ではこれを東洋画としているが規則には「本邦の絵画」としかなく東洋画の語は見えない。東洋画の用語を使いはじめた契機は不明である。

21 磯崎康彦・吉田千鶴子『東京美術学校の歴史』(1977年3月、日本文教出版株式会社)pp.51-61。

22 島田康寛『京都の日本画 近代の揺籃』(京都新聞社、1991年7月)p.114。

23 鈴木松年は同年2月に辞任しているため4月には在籍していない。

24 明治22年の校則改正によって専門画学科、応用画学科の数学は科目が削除され、数学は普通画学科における幾何学の授業のみとなった。

25 資料5、資料6、資料7、資料8、資料9、資料10、資料11。

26 資料9

27 直入が語るところはないが渡邊勝『直入居士伝』(1925年11月、画神堂、p.93)には、「経費の点に於て、居士の志で無い工業学校に変じたので、自己の力で南宗画学校を設立した」とあって、実業学校化する学校に距離を置きはじめる直入の様子を伝える。

28 生員については、その性格が明確ではないが、正規のカリキュラムを必要としない生徒という位置づけと考え、開校半年にして卒業生第一号となった西川桃嶺を、その範疇にあてたことがある(前掲注1論文「京都府画学校出仕について」p.13)。しかし、桃嶺を生員とした記録はなく、桃嶺を含め画塾の生徒などを取り込む意図があった可能性がある。

29 資料5

30 『百年史』p.126。《画学校規則綴》に京都府野紙に書かれた案文がある。

31 資料7

32 文書には年紀がないが、明治12年12月に行われた勸業場の告諭を聞いたことが書かれており、谷口藹山が招集を受けていることから、同行したことが考えられる。

【資料】「京都府画学校の校則」

以下の資料は校則の策定に関わる文献である。底本としたのは資料 11 を除き、今回新たに確認した文献を用いた。

- 資料 1 明治 13 年 6 月 京都画学校規則
- 資料 2 明治 13 年 6 月 京都画学校教則
- 資料 3 明治 21 年 2 月 京都府画学校規則
- 資料 4 明治 22 年 9 月 京都府画学校規則（抄出）
- 資料 5 明治 14 年 2 月 画学校差出京都府宛書簡
- 資料 6 明治 14 年 3 月 吉田秀毅差出画学校宛書簡
- 資料 7 明治 15 年 12 月 金崎壽による第 1 回内国絵画共進会出張の復命書
- 資料 8 明治 16 年 1 月 博覧会掛差出京都府金崎寿宛文書
- 資料 9 明治 16 年 6 月 画学校金崎寿差出京都府北垣国道宛書簡
- 資料 10 明治 16 年 7 月 画学校差出京都府宛規則制定願書
- 資料 11 明治 20 年 9 月 画学校差出京都府宛校則改正申出書
- 資料 12 明治 11 年 12 月 幸野楳嶺らによる画学校仮規則
- 資料 13 明治 12 年 関口老雲による画学校見込書及び開業届
- 資料 14 明治 16 年 11 月 府立画学校沿革（府立学校沿革誌）
- 資料 15 《画学校規則綴》 内容一覧
- 資料 16 《改正規則稿本綴》 内容一覧

【資料 1 明治 13 年 6 月 京都画学校規則】

【解題】明治 13 年 7 月に開校する京都画学校のために同年 6 月 19 日に告示された府令第 260 号による校則である。京都市立芸術大学『百年史』では、後半の京都府立学校規則附録の部分が、明治 14 年改正案の検討資料しか収録されておらず、公刊されたもので全体を収録しているのは『京都府百年の資料 五教育編』（京都府、1972 年 3 月）のみである。ここでは府令書に従って全体を収録した。《画学校規則綴》には最終的な清書にあたる書写本が遺されているが、当初「校員」とされていた語がこの清書の段階で朱筆によって「出仕」に改められており、画学校出仕の語が極めて最終的な段階で採用されたことがわかる。府令書にはやや難しいと思われる語に対し平明な意味をひらがなで付しており、よみやすさに配慮しているが、本資料では割愛した。また布令書では送り仮名濁点の有無が不統一であるが清書本では全て濁点なしに統一されているほか、清書では正しく使われている漢字が府令書で不適切な漢字となっている部分が見られ、校正漏れがあることがわかる。

京都畫學校規則 上

通 則
目 次

第一條

趣 意

第二條	宗 派
第三四條	塾 舎
第五條	吏 員
第六七八條	教 員
第九條	幹 事
第十十一十二條	用 掛
第十三條	出仕生員
第十四十五條	出 仕
第十六十七十八條	生 員
第十九條	生 徒
第廿廿一廿二條	給費生
第廿三廿四廿五廿六廿七條	出 仕
第廿八廿九卅卅一卅二條	展覽會
第卅三卅四條	寄附金
第卅五卅六條	規則教則

京都畫學校規則
通則

第一條 本校ハ美術ノ美ヲ増進シ諸工藝諸製法作ノ基礎ヲ正フセンカ爲メニ設ル所ノモノナレハ入學ノ生徒此意ヲ誤ル事無ク事々補化益世ヲ目的トシ假初ニモ遊手座食ノ弊習ニ染マサラン事ヲ要スベシ

第二條 畫學ヲ分ツテ四宗トス曰東宗^{土佐派圓山派等所謂大和繪ノ派皆此ニ入ル}曰西宗^{野畫油繪水畫鉛筆畫等皆此ニ入ル}曰南宗^{所謂文人畫}曰北宗^{雪舟派狩野派等皆此ニ入ル}

第三條 宗毎ニ一塾ヲ置キ塾毎ニ教頭副教頭アリテ各其宗ノ生徒ヲ教授スベシ

第四條 四塾ノ外ニ講堂及事務所ヲ置キ講堂ハ會議會議及ヒ展覽ノ所トシ事務所ニハ日々吏員出席スヘシ

第五條 本校ノ事務ヲ取扱フ者ヲ幹事トス用掛トス其事務吏員ト教員トヲ併セテ總管スル者ヲ校長トス

第六條 教員教授ハ各宗所定ノ教則ニ從フベシ

第七條 教頭若シ病氣其外不得已ノ事故アリテ欠席スルトキハ副教頭其任ニ代ルヘシ副教頭モ亦欠席セサルヲ得サル時ハ校長幹事ヨリ臨時ニ教員ヲ選任スヘシ

第八條 教員ハ病氣ノ外教則ノ定日ヲ欠席スルヲ許サス若シ不得已事故アリテ欠席セント欲スルモノハ豫メ其事由ヲ詳記シ本府長官ヘ充テ届出ヘシ

但病氣ノ届ハ幹事ニ充テ出スヘシ

第九條 幹事ハ左ノ件々ヲ掌ルヘシ

第一項 教場寮舎ヲ巡察スル事

第二項 教員上場ノ遲速授業ノ可否ヲ監督スル事

第三項 生徒ノ勤惰ヲ監督スル事

第四項 生徒ノ衛生品行上ニ注意シ病者犯則者ヲ処分スル事

第五項 書籍器械ノ出納ヲ監スル事

第六項 給仕小使門番等ヲ支配スル事

- 第十條 用掛ハ校長幹事ノ指揮ニ從ヒ校中ノ雜務及ヒ寄附金ノ取扱ニ從事スヘシ
- 第十一條 用掛ハ二名ツ、月番ヲ以テ交代シ當直者ハ日々登校シテ事ヲ執ルヘシ
- 第十二條 用掛ハ非直ノ時タリトモ常ニ校事ニ注意スヘキハ勿論時々校長幹事ノ指揮ヲ受ケ當直ノ用掛ヲ助ケテ周旋スル事アルヘシ
- 第十三條 本校ニハ教員生徒ノ外ニ出仕并生員ト稱スル者アリ
- 第十四條 出仕トハ本校出仕ノ命ヲ拜シタル者ノ略稱ナリ
- 第十五條 本校ノ教員ハ此出仕中ヨリ選挙スルヲ以テ常トス
- 第十六條 未夕出仕ト爲ルニハ至ラサル者ト雖モ現ニ幾分ノ技カアリテ圖畫ニ食スルヲ得ル者ハ名ケテ畫學校生員トス
- 第十七條 畫學校生員ノ中ニ就テ其業ノ探淺精粗ヲ檢シ甲ヲ卒業生員トシ乙ヲ未卒業生員ト稱スヘシ
- 第十八條 未卒業生員ハ勉勵習熟ノ上檢査ヲ請フテ卒業生員ト爲ルヘク卒業生員モ亦檢査ヲ求メテ出仕ト爲ル事ヲ得ヘシ
- 第十九條 初ヨリ本校ニ就テ學フ者ヲ生徒トシ生徒ヲ入舎生ト通學生ノ二種ニ分ツ
其他郷ニ在リ郵筒ヲ以テ教ヲ請フ者ハ仍ホ通學生ノ部ニ屬ス
- 第二十條 入舎生中ニ更ニ給費生ヲ置キ學資ヲ給シ以テ有志無資ノ俊秀生ヲ扶助スヘシ
- 第二十一條 給費生ハ校ヨリ之ヲ撰フヘキ者タリト雖モ志願ノ者アリテ檢査ノ上給費生タル事ヲ許サレント願ヒ出ルトキハ詮議ノ上許ス事アルベシ
- 第二十二條 給費生ハ給費規則ヲ遵守スヘシ規則ハ別冊アリ
- 第二十三條 出仕他方ニ遊歴セントスル時ハ必ス本校ニ開申シ校ノ鑑札ヲ携帯スヘシ
- 第二十四條 同他方ニ遊フ者ハ私用ヲ辨ズルノ旁ニ各地ノ實景或ハ社寺舊家等ノ古器古書畫ヲ臨寫シ歸京ノ後一本ヲ本校ニ納ムベシ
- 第二十五條 出仕私塾ヲ開キ及ヒ私舎ニ於テ生徒ヲ教授セント欲スルモノハ其事由ヲ具シテ校長ヲ經由シ本府長官ニ稟申スベシ
- 第二十六條 出仕ハ間暇ノ時ニ於テ精神爽快ノ日ヲ用ヒ其所長ノ技ヲ振ヒ畫校備付品タルベキ物ヲ作り一ハ以テ自己ノ爲ニシ一ハ以テ後進ノ爲ニシ併セテ以テ學校ノ用即チ益世補化ノ具ト爲スベシ
- 第二十七條 出仕ハ其製品ヲ内外博覽會ハ勿論其他總テ公衆ノ觀ニ供セントスル時ハ必本校ノ品評檢閲ヲ經ヘシ
- 第二十八條 本校ニ於テハ毎月最初ノ日曜日ニ於テ月旦展覽會ヲ開キ教員出仕及生員生徒カ其前月ニ製シタル圖畫ヲ展覽品評スベシ品評規則ハ別冊アリ
- 第二十九條 月旦展覽會ニハ在京之出仕生員悉ク出席シ席上ニテモ揮毫スベシ
- 第三十條 本校ニ於テハ右展覽會ノ外ニ春秋各一回遠近之畫手ヲ會スル大會ヲ開キ大ニ古今内外ノ書畫ヲ展觀シ且其道ヲ討論シ且各席上ノ揮毫モアルヘシ
- 第三十一條 前條之會ヲ名ケテ春季會秋季會ト稱スベシ
但此會ノ期日ハ其前月ニ議定シテ會規ト俱ニ四方ニ汎告スヘシ
- 第三十二條 此兩會ニハ此校ニ功アル者即教員出仕及金品ヲ寄附シタル者ノ壽賀追福ヲ兼ネ行フ可シ
- 第三十三條 寄附金ハ三類ニ別チ第一ヲ管内寄附金トシ第二ヲ管外寄附金トシ第三ヲ潤儀寄附金トス
但物品ヲ寄附スル者モ其價ヲ算シテ現金ヲ寄附スル者ト同ク視ル
- 第三十四條 此數種ノ寄附金ハ皆勸業課ニ於テ之ヲ管理スヘシ寄附金手續ハ各別冊アリ
- 第三十五條 校則ハ別冊府立學校規則附録ヲ確守スヘシ
- 第三十六條 學科課程等ハ別冊教則ニ從フ可シ
- 以上

京都府立畫學校規則附録

第一章

入_舎學規則

総テ府立學校ノ本則ニ依ル

但其第二條ハ女學校ノ規則ニ從ヒ毎月一日十五日ヲ以テ定日トシ當日休暇ナレハ翌日ヲ用フ

第二章

校則

同上

第三章

生徒心得

同上

但生徒ハ尚ホ此他各宗ノ塾則ヲ遵守スヘシ

第四章

舎中當直規則

同上

第五章

舎長心得

同上

但第一條會讀ノ二字ヲ讀書ニ改ム

第六章

門番規則

同上

但監事ヲ幹事ニ作ル_{以下皆同}

第七章

食堂揭示

同上

第八章

浴室揭示

同上

第九章

書器貸付規則

同上_{自第一條至第九條}

第十條

各宗ノ摹本ハ生徒ノカニ応シ其疎密大小ヲ量リ豫メ日數ヲ定メテ貸付スヘシ若シ其日限ニ後ル者ハ違約金ヲ納メシム

此他ハ総テ書器ニ同シ

第十一條

第一條器具ノ貸附ヲ仰イテ修業シタル生徒ノ製畫ハ売却シテ其價ヲ本校ニ納メシム若シ其原價ヲ償ヒ其用具ヲ所持セント願ヘハ之ヲ許スヘシ

第十章

學資

第一條

學資第一種ノ入學金ヲ三等ニ分ツ

上等 金壹圓

中等 金七拾錢

下等 金五拾錢

第二條

同第二種受業料モ亦三等ニ分ツ

上等 金七拾錢

中等 金五拾錢

下等 金三拾錢

第三條

以上二種ノ學資ハ本則ノ如ク財産ノ多少管ノ内外官ノ有無等ヲ以テ分ツモノニ非ス生徒并其父兄ノ志ノ厚薄ニ因テ上中下ヲ擇ヒ定ムヘキモノトス

第四條

本則第六條ノ通り

第五條

同第八條ノ通り

第六條

同第九條之通り

第七條

同第十條之通り

【資料2 明治13年6月 京都画学校教則】

【解題】明治13年に開校する画学校のために同年6月19日に告示された府令第260号による京都画学校教則である。この時点では四宗とも教員が定められていないため、府と田能村直入により作成されたと思われる。同11年に望月玉泉と久保田米僊から提出されたと考えられる課業表（『百年史』p.165）が《画学校規則綴》に遺されているが、明確な関連性は見られない。布令書に従って収録した。

京都畫學校教則

第一章

本校ノ目的ハ美術ノ精功ヲ増進シ諸工藝諸製作ノ基礎ヲ正フシ大ニ世ニ裨益シ文化ヲ補フ所アラントスルニ在リ

第二章

教科ハ東西南北ノ四宗ニ別チ各學期ヲ三ヶ年トシ各課程ヲ分ツテ六級トシ每級六ヶ月間ノ修科ト定ム

第三章

每級卒業ノ者ハ試檢ヲ經テ昇級セシメ其格ニ合ハサル者ハ尚其級ニ止ム然レトモ其學術ノ進否ニ因テ不時ニ進退スル事モアルヘシ

第四章

卒業生ニ附與スル証書ハ左ノ式ニ依ル

第一号 每級卒業證書

月 日	年 号	第何級卒業候事	印	姓名	族 籍
京都畫學校	年齢				

第二号 全科卒業證書

月 日	年 号	全科卒業候事	印	姓名	族 籍
京都畫學校	年齢				

第五章

東宗ノ課業ヲ定ル左ノ如シ

第一期 第六級

- 水墨學 ○墨畫 ○一筆畫 ○運筆

第二期 第五級

- 寫生學 ○山水草木動物類 ○熟紙

第三期 第四級

- 淡彩學 ○薄彩色 ○水繪具調合 ○寫生清書 ○絹枰張

第四期 第三級

- 摹寫學 ○古畫古像 ○古器物寫 ○大小縮圖 ○位置 ○地紋類

- 彫刻下 ○蒔繪下 ○定木引

第五期 第二級

- 着色學 ○極彩色 ○泥繪具調合 ○泥引 ○砂子蒔 ○繪圖引 ○紺青引

第六期 第一級

- 大着色學 ○極彩色 ○大和畫彩色 ○有職畫

第六章

西宗ノ課業ヲ定ル左ノ立如シ

第一期 第六級

- 臨畫曲直線輪郭線 ○線圖畫法幾何 ○口授光學 ○數學自名義至比例諸法

第二期 第五級

- 臨畫投彩畫 ○線圖<sup>畫法幾何
照景法</sup> ○口授^{光學} ○數學<sup>自開法
代數分數</sup>
- 第三期 第四級
- 寫生^{動植物} ○臨畫<sup>投影畫
景色畫</sup> ○線圖<sup>照景法
機械建築地圖等之分圖</sup> ○口授^{陽影陰影ノ大理} ○數學<sup>自一次方程式
二次方程式</sup>
- 第四期 第三級
- 寫生<sup>動植物
景色</sup> ○臨畫<sup>景色畫
水畫</sup> ○線圖^{機械建築地圖等之全圖} ○口授<sup>水畫顏料調和法
畫之位置及集成法</sup> ○數學^{平面幾何}
- 第五期 第二級
- 寫生^{水畫} ○臨畫^{油畫} ○口授^{油畫顏料調和法}
- 第六期 第一級
- 寫生^{油畫} ○同口授^{顏料製造法} ○金屬及石版術

第七章

南宗ノ課業ヲ定ル左ノ如シ

- 第一期 第六級
- 蘭竹
- 第二期 第五級
- 梅菊
- 第三期 第四級
- 木石草苔
- 第四期 第三級
- 菜花瓜 ○烏虫魚、
- 第五期 第二級
- 山水并点景 ○人物
- 第六期 第一級
- 獸類 ○着色法

第八章

北宗ノ課業ヲ定ル左ノ如シ

- 第一期 第六級
- 運筆^{縦横線略畫}
- 第二期 第五級
- 運筆^{減筆草花} ○臨模^{小景}
- 第三期 第四級
- 運筆^{減筆樹石} ○臨模^{小景} ○賦色^{淡彩} ○口授^{畫學大意}
- 第四期 第三級
- 運筆^{減筆屋宇舟車} ○臨模^{小景} ○寫生^{器物} ○賦色^{中着色} ○布置^{諸圖伸縮} ○口授^{畫法變更}
- 第五期 第二級
- 運筆^{禽獸虫魚} ○臨模^{中景} ○寫生^{花卉} ○賦色^{勾勒没骨} ○布置^{花卉禽獸合景} ○口授^{古今調度}
- 第六期 第一級
- 運筆^{人物} ○臨模^{密畫} ○寫生^{動物} ○賦色^{大着色} ○布置^{各得度} ○口授^{鑑定}

以上

【資料3 明治21年2月 京都府画学校規則】

【解題】明治21年2月14日府令第21号により告示された京都府画学校規則。同年3月1日から施行されたもので、明治13年6月に告示された京都画学校校則を改正した。明治14年と16年にも改正を検討したことがあったが、実現していないため、これがはじめての改正となる。修業期間は5年となり、四宗が解体され、応用画学科が設置された。従来二つの校則とひとつの教則によって構成されていた内容をひとつの規則にまとめたもので、明確で要領よく記述された規程となっている。改正時の校長は京都府学務課の吉田秀毅、職員に用掛として信州の文人関口老雲が加わっている。翌22年9月に再度改正（資料4）されたが、これは実務上の修正が大きな目的であり、規則の方向性に大きな変更はない。この規則は『百年史』『京都府百年の年表資料編教育』ともに収録されておらず、明治21年の府令集から転載した。

京都府畫學校規則

主旨

第一條 本校ハ美術ノ進歩ヲ計リ及ヒ美術ノ應用ヲ借ル工業上ノ意匠考案ヲ開導スル爲メ内外國諸般ノ繪畫ヲ授クル所トス

第二條 本校教科ヲ大別シ三トス曰ク普通畫學科曰ク專門畫學科曰ク應用畫學科トス其科目ヲ定ムル左ノ如シ

普通畫學科

繪畫 數學 理科 口授

專門畫學科

繪畫 數學 口授 實習

應用畫學科

繪畫 數學 口授 實習

第三條 普通畫學科ハ專門畫學科及ヒ應用畫學科ノ豫科ナレハ皆普通畫學科ヨリ歷修スルヲ常トス

第四條 專門畫學科修業目的ヲ以テ入學ノ者普通畫學科第一年級へ編入ノ際其畫風ハ生徒ノ擇ムニ任スモ諸般ノ畫風ヲ兼修又ハ半途移轉スルヲ得サルヲ常トス

第五條 普通畫學科ノ繪畫ニ用器畫法ノミハ洋畫專修ノ生徒ニ非サルモ之ヲ脩メシムルモノトス應用畫學科豫望ノ者ニハ普通畫學科修業中副學科トシテ洋畫法ノ大概ヲ兼修セシム

第六條 應用畫學科ニ於テ應用セシメントスル工業當分左ノ數項トス其幾項ヲ修スルハ生徒ノ望ニ任シ必シモ數項を兼修スルヲ要セス

下タ繪彩色諸模様（刺繡友禪紋織類）

陶器畫

漆器畫

銅器畫

彫刻下タ畫

圖引 當分欠

第七條 就業年限ハ五ヶ年トス即普通畫學科ヲ二年專門畫學科及ヒ應用畫學科ノ二科ヲ各三年トシ三畫學科皆一个年ヲ一个級トス

第八條 各科各級ノ課程及教科用圖書左ノ如シ

學科	普通畫學科
----	-------

課目	課別	年級	第一年	全	第二年
		一週 教授時間			
繪畫	○	二三	墨畫 運筆法 減筆法 一筆拘取法 白描法 但此級ニ於テハ植物ヲ授ク 絹梓張 礬漿調合 熟紙 副學科 用器畫法	二二	淡彩畫 寫生法 臨摸法 沒骨法 着色法 此級動植物景色人物諸器具類及 ヒ花 鳥ノ布置設色ヲ授ク 水繪具調合并用法 副學科 用器畫法
	□	二三	罫畫法 自在畫法 用器畫法 (畫法幾何及投影畫)	二二	水彩畫法 寫生畫法 木炭畫法 チ ョーク畫法 用器畫法 (透視畫法) 水畫顏料調合并用法
	×	二三	運筆法 減筆法 白描法 但此級ニ於テハ植物ヲ授ク 副學科 用器畫法	二二	臨摸法 沒骨法 彩色法 配色法 此級動植物景色人物類花鳥ノ配 置ヲ 授ケ兼而諸器物ノ形体并容易ナル下 夕繪ノ豫習ヲナサシム 顏料調合并用法 副學科 用器畫法 (投影畫) 鉛筆畫
數學		一	分數諸法ヲ簡易ニ授ク	一	比例諸法ヲ簡易ニ授ク
理科		三	動植物ノ大概及ヒ物理ノ大意殊 ニ光學ヲ主トス	三	解剖生理ニ於テ殊ニ骨骼筋肉ヲ主ト シ重學ノ大要及ヒ顏料識別ノ大意并 配色ノ摘要
口授				一	繪畫美術ニ關スル論說歴史古圖書籍 拔萃口授
体操		三	徒手運動	三	輕捷運動
計		三〇		三〇	

本表中普通畫學科ハ同校生徒皆歷修セシム即規則第三條是ナリ 普通畫學科繪畫欄内ニ○□×ノ符號ヲ記スルモノハ某科ニ随ヒ稍其教授課目ノ殊ナルヲ別ツモノナリ即其○ハ本邦從來ノ繪畫各派ヲ總括セルモノニシテ其派ハ生徒ノ擇ムニ任ス□ハ洋畫ニシ均シク生徒ノ擇ムニ任ス任ス規則第四條是ナリ○×ニ副學科ノ用器畫法ヲ加フルモノハ即規則第五條是ナリ數學以下ハ同校生徒ヲシテ

通シテ之ヲ修セシムルモノトス

學科			專 門 畫 學 科				
課目	課別	年級	第一年	全	第二年	全	第三年
		一週 教授時間					
繪畫	○	一二	着色畫 中彩色法 極彩色法 此級人物山水ノ布 置設色ヲ授ク 岩繪具調合并用法	一二	密畫 密畫法 勾勒法 此級臨摸等ヲ 主トス 厚繪具調合并用 法 金銀泥溶解法并 用法	一二	疎畫 疎畫法 此級臨摸ヲ 主トスル上 級ニ全シ 砂子蒔法
	□	一二	水彩畫法 用器畫法 (透視畫) 木炭 チョーク擦筆畫法 油畫顏料調合并用法	一二	密畫法 油畫法 用器畫法 (全上)	一二	疎畫法 油畫法
數學		一	幾何學 (點及ヒ曲直線ヨ リ直線形ニ至ル)	一	幾何學 (圓形)	一	幾何學 (直線等 積論ヨリ比例ニ 至ル)
實習		一二	作圖 (意匠畫)	一二	全上	一二	全上
口授		二	普通畫學科ノ旨ニ全シ	二	全上	二	全上
体操		三	輕捷運動	三	全上	三	全上
計		三〇		三〇		三〇	

學科			應 用 畫 學 科				
課目	課別	年級	第一年	全	第二年	全	第三年
		一週 教授時間					
繪畫	×	一二	着色畫法 工業必需ノ圖畫紋類 模様類及ヒ諸器具等 ノ臨摸 顏料調合及ヒ用法	一二	密畫法 工業必需云々上級 ニ全シ 副學科 木炭畫ノ大概	一二	疎畫法 工業必需云々 上級ニ全シ

			副學科 水彩畫ノ大概				
數學	一	一	專門畫學科ニ全シ	一	全上	一	全上
實習	一二	一二	意匠畫（圖畫模様紋類）	一二	應用實習（實地下タ 繪等研究）	一二	應用實習（全上） 但疎密ニ拘ハ ラス
口授	二	二	普通畫學科の旨ニ全シ 但應用美術ニ關スル モノヲ主トス	二	全上	二	全上
体操	三	三	輕捷運動	三	全上	三	全上
計	三〇			三〇		三〇	

專門科繪畫欄内ニ○□×ノ符號ヲ記スモノハ普通畫學科ノ○ハ專門科ノ○ニ□ハ□ニ×ハ應用科
ノ×ニ連絡修業セシムルモノトス此專門及ヒ應用ノ二科ハ生徒ノ擇ムニ任セ其一ヲ修了セシム
應用畫學科ノ實習例ヘハ古鏡背ノ紋類ヲ現時ノ布帛模様ニ轉用又ハ洋布更紗ノ式ヲ用ヒ我更紗ノ形
ニ運用スルノ類

教科用圖書配當表

普通畫學科		
年級	第一年	第二年
課目		
繪畫	教員手帖 平瀨作五郎纂訳用器畫法圖式	教員手帖 用器畫法用書 全上
數學	古川凹編纂小學筆算書 三四	全上 五
理科	グレー氏植物學初歩 ニコルソン氏動物學 チンダル氏物理書ノ摘要 但光學モ亦同書ヲ用フ	ヒチコック氏解剖生理書 チンダル氏物理書重學ノ部 シブルウ氏配色學 但顔料ニ係ル用書未定
口授		繪畫ニ關スル論說歴史古圖畫書籍ヲ拔萃適宜 口授ス故ニ圖書ヲ豫定セス

專門畫學科ノ部

年級 課目	第一年	第二年	第三年
繪畫	教員手帖 古圖畫	全上	全上
數學	デヒース氏著 エレメンタリージオメトリ	全上	全上
口授	普通畫學科ノ旨ニ全シ	全上	全上

應用畫學科ノ部			
年級 課目	第一年	第二年	第三年
繪畫	教員手帖 古畫及古模様紋類雜圖	全上	全上
數學	專門畫學科ニ全シ	全上	全上
口授	本科ニ關スル圖畫書籍即チ古模様紋類及美學光彩配色裝飾并各國風俗裝飾沿革等ヲ諸圖書ヨリ拔萃口授スルヲ以テ用書ヲ豫定セス		

學年及學期

第九條 學年ハ九月一日ニ始リ翌年七月十五日ニ終ル

第十條 學年ヲ分チ二學期トシ第一學期ヲ九、十、十一、十二、一、二ノ六個月第二學期ヲ三、四、五、六、七ノ五個月トス

授業及休業

第十一條 授業ハ一學年内凡四十週ニシテ毎週三十時トシ一、二、三、十、十一、十二、ノ六個月ハ午前九時ヨリ始メ午後三時ニ終リ四、五、ノ二個月ハ八時ヨリ始メ二時ニ終リ六、七、九ノ三個月ハ七時ヨリ始メ午十二時迄トス

但實習ノ都合ニヨリ時トシテ一週三十六時トナス事アルヘシ

第十二條 應用畫學科ハ別ニ昼間又ハ夜間ニ於テ一時間ヨリ少ナカラス三時間ヨリ多カラサル變則教授ヲナス事アルヘシ斯ル場合ノ課目ハ本科課目ヲ斟酌シ時ニ随フテ之ヲ設クルモノトス

第十三條 出席ノ者ニハ毎時一百點ヲ與ヘ學年ノ終リニ於テ通計シ其平均點ヲ以テ學年修業成績點ノ一部ニ充ツ

第十四條 夏期休業ハ七月十六日ヨリ八月卅一日迄冬期休業ハ十二月廿五日ヨリ翌年一月七日迄トス

第十五條 學年中日曜日及ヒ左ノ令節大祭ヲ休業トシ臨時休業ハ時々揭示スルモノトス

孝明天皇祭	一月三十日
紀元節	二月十一日
春季皇靈祭	春分日
神武天皇祭	四月三日
秋季皇靈祭	秋分日
神嘗祭	十月十七日

天長節 十一月三日
新嘗祭 十一月廿三日

此他七月一日本校創設開業日及ヒ試業後五日ヲ休業トス
缺課及遲參

第十六條 疾病又ハ止ヲ得サル事故ニテ一日又ハ二日間欠課スル者ハ保證人捺印セル届書ヲ當日又ハ翌日事務所へ出スヘシ

第十七條 疾病事故ニ因リ三日以上欠課セント欲スル者ハ其事由ヲ記載シ日數ヲ豫定シ保證人捺印セル届書ヲ事務所へ出スヘシ

但病氣ニテ欠課一週間ヲ過ル者ハ醫師ノ診断書ヲ添フヘシ

第十八條 教授時間ニ後レ着校スル者ハ其事故ノ何タルヲ問ハス其時間ニ附スル出席點ノ半ヲ減ス

第十九條 臨時發病ノ外正課中半途ヨリ欠課スルヲ得ス不得已事故アレハ保證人捺印ノ届書ヲ事務所へ出スヘシ

但實景實物ニ就キ之カ描寫等ヲナサン爲メ他出正課ヲ欠クハ本條ノ限リニ非スト雖トモ斯ル場合ニ於テハ成ヘク前日教員ヲ經テ事務所へ申出ヘシ

入學在學及退學

第二十條 入學期ハ學年ノ始トス

第二十一條 普通畫學科第一年級ニ入ルヘキモノハ尋常小學校卒業若クハ之ニ相當スル學力ヲ有スルモノトス

但繪畫ニ幾分ノ固有力アルモノハ試業ノ上相當ノ級ニ編入スル事アルヘシ

第二十二條 入學期ニ後レ出願スル者アルトキハ時宜ニヨリ許可スル事アルヘシ

第二十三條 入學ヲ願フ者ハ入學願書（書式第一號）及ヒ履歷書ヲ出スヘシ

第二十四條 入學許可ヲ得タル者ハ上下京區内ニ於テ一家計ヲ立ル者ヲ以テ保證人トシ保證人所在ノ戸長奥印シタル在學証書（書式第二號）ヲ出スヘシ

但父兄親族上下京區内ニ在ル者ハ其父兄親族ヲ保證人トナスヲ得其所ノ戸長奥印ハ本條ニ同シ

第二十五條 保證人轉住セハ速ニ届出ヘシ若シ上下京區外ニ轉住セハ保證人ヲ改ムヘシ

第二十六條 卒業ヲ待タズ退學セント欲スル者ハ其事由ヲ記載シ保證人捺印セル願書ニ通ヲ出スヘシ

第二十七條 一學期欠課ノモノハ事情ヲ問ヒ退學ヲ論ス事アルヘシ一學年ノ欠課ハ除名スルモノトス

第二十八條 校則ニ違背シ或ハ取締上不都合ナル者ハ退學ヲ命ス尤情狀ニ依リ一般ノ學校へ入學禁止ノ處分ヲ其筋へ具申スヘシ

第二十九條 學業遲滞ニシテ卒業ノ見込ナキ者ハ論シテ退學セシムル事アルヘシ

試業及學業証書

第三十條 試業ヲ分テ臨時學期學年ノ三種トス

第一項 臨時試業ハ各學科進歩ノ程度ニ随ヒ各教員ノ見込ヲ以テ一學年内一回又ハ二回之ヲ行フモノトス

第二項 學期試業ハ第一學期ノ終リ一週間内ニ於テ本學期中履修セシ諸科目ノ試業ヲ行フモノトス

第三項 學年試業ハ每學年ノ終リニ於テ本年中履修セシ諸科目ノ試業ヲ行フモノトス

第卅一條 學年試業ニ合格シタル者ニハ書式第三號全科卒業ノ者ニハ書式第四號ノ証書ヲ附與ス

第卅二條 學業成績點ヲ左ノ六項ニ區別ス

第一項 某學科日課ノ成績ニ附スルモノヲ日課點トス

第二項 某學科臨時試業ノ成績ニ附スルモノ之ヲ臨時試業點トス

第三項 某學科學期試業ノ成績ニ附スルモノ之ヲ學期試業點トス

第四項 某學科學年試業ノ成績ニ附スルモノ之ヲ學年試業點トス

第五項 學年中某學科ノ日課及ヒ臨時學期ノ試業各平均點ヲ合計シ之ニ學年試業點ヲ加ヘ四除シタル商ヲ學年修業點トス

第六項 各學科學年修業點及ヒ出席點ヲ合計シ之ヲ平均シ得タルモノヲ全學科學年修業成績點トス

第卅三條 一學科ノ成績點ハ一百ヲ以テ最高トス

第卅四條 全學科學年修業成績點六十以上ヲ得ルモノヲ昇級セシメ未滿ノモノハ原級ニ止ム

第卅五條 成績點六十以上ナルモノ一科三十點二科已上四十五點未滿ナルトキハ原級ニ止ム

第卅六條 一學年内欠課其半年已上又ハ一科タリトモ未熟ナリト教員ニ於テ見認ルトキハ事故ノ何タルヲ問ハス學年試業ヲ受クルヲ得ス

第卅七條 各科中一科以上臨時及學期試業點ノ合計平均數三十五點未滿ノ者ハ學年試業ヲ受クルヲ得ス

第卅八條 學年試業中何ノ事故ヲ問ハス一科タリトモ欠課スル者ハ總テ原級ニ止ム

但平素ノ品行端正ニシテ學業優等ナルモノハ假ニ進級ヲ許シ他日特ニ受檢ヲ命スル事アルヘシ生徒心得

第卅九條 本校ノ生徒タルモノハ總テ左ノ諸項ヲ服膺スヘシ

第一項 凡テ生徒校則ニ遵フヘキハ勿論時々諭達ノ旨ヲ守ルヘシ

第二項 職員又ハ教員ノ訓戒ハ之ヲ遵守スルモノトス

第三項 言語品行ヲ慎ミ専ラ學業ヲ勉ムヘシ

第四項 交際ハ信義ヲ重シ友誼ヲ失フヘカラス

第五項 凡テ長上ニ對シ敬禮ヲ欠クヘカラス

第六項 教員ノ許可得スシテ教室ヲ出入スヘカラス

第七項 正課ノ終リ翌日授業ノ用品ヲ教員ニ問ヒ遺漏ナク必ス携帯スヘシ

第八項 携帯スル所ノ用品ヲ錯亂スヘカラス

第九項 洋服ニ非サレハ必ス袴ヲ着クヘシ

第十項 身體衣服ハ必ス清潔舉止必ス靜肅ナルヘシ

第十一項 猥リニ集合無益ノ雜話ヲナスヘカラス猥ニ座ヲ離ルヘカラス他人ノ勤學ヲ妨クヘカラス

第十二項 總テ爭論ヲ禁スルハ勿論學術上ノ討議タリトモ高聲ヲ發スヘカラス

第十三項 校内ノ樹木ヲ傷害シ瓦石ヲ擲ツ等總テ不良ノ遊戲ヲナスヘカラス

第十四項 他人ノ物品ヲ濫用スヘカラス

第十五項 校外ニ在ルトキト雖トモ本校徽章ノ帽ヲ戴キ容裝行爲ニ於テ本校生徒タルノ體面ヲ汚ス事アルヘカラス

第四十條 右ノ諸項ニ違背セシ者ニハ失點ヲ附シ或ハ第廿八條ノ處分ヲナス事アルヘシ

授業料及書器貸料

第四十一條 受業料ハ一ヶ月金五拾錢トス

第四十二條 既納ノ受業料ハ業ヲ受クルト否トヲ問ハス返附セサルモノトス

第四十三條 受業料ノ納期ハ毎月一日ヨリ五日迄トス

但一學期内ノ受業料を併セ納ムルモ妨ケナシ

第四十四條 圖書器具ヲ借用セシ者ハ毎月末借料トシテ元價四十分ノ一ヲ事務所ヘ納ムヘシ

第四十五條 貸與ノ圖書器具ハ七月十二月ノ末ヲ返納期トス返納期ニハ一旦返納スヘシ返納期若シ疾病事故等ノ欠課日數中ニアリト豫認セハ欠課申出ノ際一旦返納スヘシ

教授要旨

第四十六條

繪畫 内外國ノ各畫學科ヲ設ケ生徒ノ望ニ任セ之ヲ授ケ兼テ應用美術ノ基礎ヲ立テシム

數學 算術並ニ幾何ノ大要ヲ歷授シ就中幾何ノ原則ヲ了得セシムルヲ主トス

理科 動植物ノ構造發育殊性及ヒ分類種属ノ大別骨骼筋肉ノ大要ヲ講授シ且物理ノ大意殊ニ光學ニ於テハ陰陽遠近配色發彩ノ理ヲ辨セシメ併セテ顔料ノ識別及配合並ニ重學ノ大意ヲ了セシメ以テ描寫及ヒ考案ニ實力ヲ與フ

口授 内外國新古ノ圖畫及ヒ模様紋類ニ就キ指教シ諸書ヨリ繪畫及ヒ應用美術ニ關スルモノヲ拔萃口授シ生徒ノ意匠考案ヲ開導ス

体操 徒手及輕捷運動ヲ授ケ以體力ヲ養フ

第四十七條 平素授業及ヒ試業ノ際各藝業實習研究上ニ活カヲ與ヘン爲廣ク専門畫家及工業家並ニ有志者ノ贊襄加議ヲ請ヒ求ムルモノトス

書式

第一號

入學願 用紙美濃野昏二通

住所族籍 (寄留人ナレハ寄留所共)
戸主ニアラサレハ某男女某弟妹

○ 天然痘又ハ種痘濟 氏名
應用畫學科豫望ノモノハ普通畫學科修業出願
ノ初メニ於テモ〇印ヘ應用畫學科ノ五字ヲ記ス 年号何年何月何日生

今般御校へ入學致度依テ履歷書并既痘証相添此段相願候也

右

年 月 日 願人 氏名 印

住所族籍

保證人 氏名 印

京都府畫學校充

履歷書 用紙美濃野昏一通

一 何年何月ヨリ何年何月迄何地何學校ニ於テ又ハ何地何某ニ就キ何々修業

一 其他出處進退賞罰等

右之通

年 月 日 氏名 印

第二號

在學証書 用紙美濃野昏壹通印帛貼用

私儀今般入學御許可相成候ニ付而者御校則一切堅ク相守可申ハ勿論猥ニ退學轉學等致間敷依テ証書如此候也

住所族籍 (寄留人ナレハ寄留所共)
戸主ニアラサレハ某男女某弟妹

年 月 日 氏名 印

本人在學中ニ係ル事件一切引請候也

住所族籍

保證人 氏名 印

前書保證人當組内ニ於テ一家計ヲ立ツルモノニ相違無之候也

上
下
京區何組

年 月 日 區長 氏名 印

京都府畫學校充

第三號

年月日	ノ課程ヲ修了ス	普通 專門 畫學科第一 二年	氏名	族籍
京都府畫學校			年月日生	

年月日	但下夕繪彩色(何々何々)	ノ課程ヲ修了ス	應用畫學科第一 二年	氏名	族籍
京都府畫學校			三	年月日生	

第四號

年月日	業ヲ卒ヘタルヲ証ス	普通 專門 畫學全科ノ課	氏名	族籍
京都府畫學校			年月日生	

年月日	但下夕繪彩色(何々何々)	業ヲ卒ヘタルヲ証ス	應用畫學全科ノ課	氏名	族籍
京都府畫學校				年月日生	

【資料4 明治22年9月 京都府画学校規則(抄出)】

【解題】明治22年9月7日14日に告示第86号として告示されたもの。同年10月1日から施行された。同21年の校則改正から1年半を経ており、基本的な内容は変わっていないため、実務上の修正と見るべきである。前規則と変わっている条項のみ抄出した。授業時間数の増加及び数学と体操の教育内容の変更、入学資格の変更が大きな変化である。第11条の週あたり授業時間と規則における一日あたり授業時間の合計には矛盾がある。削除された旧規則第12条は応用画学科における変則授業にかかる規程であったが、同21年11月に3ケ年の課程である速成科と聴講制度である別科が設置されたことにより、必要がなくなったものと思われる。数学では授業時間が削られ、幾何学を中心とする内容に改められた。体操では明治18年に東京師範学校に導入された兵式体操が導入されていることが注目される。改正直後の12月17日に学校の経営は府から生まれただばかりの京都市に移されるが、校則の改正はなく、翌23年2月に西洋画科廃止の方針が決定された際も校則の改正は行われなかった。次いで行われた校則の改正は学校が美術学校と改称する明治24年4月である。この規則は『百年史』(1981年)に収録されておらず、公

刊されているものとしては『京都府百年の資料 五教育編』（京都府、1972年）がある。ここでは明治22年の布令集から転載した。

第八條 各科各級ノ課程及教科用圖書左ノ如シ

學科			普通畫學科		
課目	課別	年級 一週 教授時間	第一年	全	第二年
繪畫	○	二八	墨畫 運筆法 減筆法 一筆拘取法 白描法 但此級ニ於テハ植物ヲ授ク 絹裱張 礬漿調合 熟紙 副學科 用器畫法	二五	淡彩畫 寫生法 臨摸法 沒骨法 着色法 此級動植物景色人物諸器具類及 ヒ花鳥ノ布置設色ヲ授ク 水繪具調合并用法 副學科 用器畫法
	□	二八	寫畫法 自在畫法 用器畫法（畫法幾何及投影畫）	二五	水彩畫法 寫生畫法 木炭畫法 チョーク畫法 用器畫法（透視畫法） 水畫顏料調合并用法
	×	二八	運筆法 減筆法 白描法 但此級ニ於テハ植物ヲ授ク 副學科 用器畫法（畫法幾何）	二五	臨摸法 沒骨法 彩色法 配色法 此級動植物景色人物類花鳥ノ配 置ヲ授ケ兼而諸器物ノ形体并容 易ナル下夕繪ノ豫習ヲナサシム 顏料調合并用法 副學科 用器畫法（投影畫） 鉛筆畫
數學		二	幾何學 ^{点及曲直線ヨリ} 直線形ニ至ル	二	圓形 全上直線等積論ヨリ比例ニ至ル
理科		三	動植物ノ大概及ヒ物理ノ大意殊ニ光 學ヲ主トス	三	解剖生理ニ於テ殊ニ骨骼筋肉ヲ主ト シ重學ノ大要及ヒ顏料識別ノ大意并 配色ノ摘要
口授				三	繪畫美術ニ關スル論說歴史古圖書籍 拔萃口授
体操		三	輕體操	三	全上
計		三六		三六	

本表中普通畫學科ハ同校生徒皆歷修セシム即規則第三條是ナリ 普通畫學科繪畫欄内ニ○□×ノ

符號ヲ記スルモノハ某科ニ随ヒ稍其教授課目ノ殊ナルヲ別ツモノナリ即其○ハ本邦從來ノ繪畫各派ヲ總括セルモノニシテ其派ハ生徒ノ擇ムニ任ス□ハ洋畫ニシ均シク生徒ノ擇ムニ任ス任ス規則第四條是ナリ○×ニ副學科ノ用器畫法ヲ加フルモノハ即規則第五條是ナリ數學以下ハ同校生徒ヲシテ通シテ之ヲ修セシムルモノトス

學科			專 門 畫 學 科				
課目	課別	年級 一週 教授時間	第一年	全	第二年	全	第三年
繪畫	○	一五	着色畫 中彩色法 極彩色法 此級人物山水ノ布 置設色ヲ授ク 岩繪具調合并用法	一五	密畫 密畫法 勾勒法 此級臨摸等ヲ 主トス 厚繪具調合并用 法 金銀泥溶解法并 用法	一五	疎畫 疎畫法 此級臨摸ヲ 主トスル上 級ニ全シ 砂子蒔法
	□	一五	水彩畫法 用器畫法 (透視畫) 木炭擦筆畫法 油畫顏料調合并用法	一五	密畫法 油畫法 用器畫法 (全上)	一五	疎畫法 油畫法
實習		一六	作圖 (意匠畫)	一六	一六	一六	全上
口授		二	普通畫學科ノ旨ニ全シ	二	二	二	全上
体操		三	兵式	三	三	三	全上
計		三六		三六		三六	

學科			應 用 畫 學 科				
課目	課別	年級 一週 教授時間	第一年	全	第二年	全	第三年
繪畫	×	一二	着色畫法 工業必需ノ圖畫紋類 模様類及ヒ諸器具等 ノ臨摸 顏料調合及ヒ用法	一二	密畫法 工業必需云々上級 ニ全シ 副學科 木炭畫ノ大概	一二	疎畫法 工業必需云々 上級ニ全シ

			副學科 水彩畫ノ大概				
實習	一九	意匠畫（圖畫模様紋類）	一九	應用實習（實地下タ 畫等研究）	一九	應用實習（全上） 但疎密ニ拘ハラ ラス	
口授	二	普通畫學科の旨ニ全シ 但應用美術ニ關スル モノヲ主トス	二	全上	二	全上	
体操	三	兵式	三	全上	三	全上	
計	三六		三六		三六		

専門科繪畫欄内ニ○□×ノ符號ヲ記スモノハ普通畫學科ノ○ハ専門科ノ○ニ□ハ□ニ×ハ應用科
ノ×ニ連絡修業セシムルモノトス此専門及ヒ應用ノ二科ハ生徒ノ擇ムニ任セ其一ヲ修了セシム
應用畫學科ノ實習例ヘハ古鏡背ノ紋類ヲ現時ノ布帛模様ニ轉用又ハ洋布更紗ノ式ヲ用ヒ我更紗ノ形
ニ運用スルノ類

教科用圖書配當表

普通畫學科		
年級	第一年	第二年
課目		
繪畫	教員手帖 平瀬作五郎纂訳用器畫法圖式	教員手帖 用器畫法用書 全上
數學	古川凹編纂小學筆算書 三四	全上 五
理科	グレー氏植物學初歩 ニコルソン氏動物學 チンダル氏物理書ノ摘要 但光學モ亦同書ヲ用フ	ヒチコック氏解剖生理書 チンダル氏物理書重學ノ部 シブルウ氏配色學 但顔料ニ係ル用書未定
口授		繪畫ニ關スル論說歴史古圖畫書籍ヲ拔萃適宜口授 ス故ニ圖書ヲ豫定セス

専門畫學科ノ部			
年級	第一年	第二年	第三年
課目			

繪畫	教員手帖 古圖畫	全上	全上
口授	普通畫學科ノ旨ニ全シ	全上	全上

應用畫學科ノ部			
年級 課目	第一年	第二年	第三年
繪畫	教員手帖 古畫及古模様紋類雜圖	全上	全上
口授	本科ニ關スル圖畫書籍即チ古模様紋類及美學光彩配色裝飾并各國風俗裝飾沿革等ヲ諸圖書ヨリ拔萃口授スルヲ以テ用書ヲ豫定セス		

第十一條 授業ハ一學年内凡四十週ニシテ毎週三十六時トシ一、二、三、十、十一、十二、ノ六個月ハ午前九時ヨリ始メ午後三時ニ終リ四、五、ノ二个月ハ八時ヨリ始メ二時ニ終リ六、七、九ノ三個月ハ七時ヨリ始メ午十二時迄トス

第十二條 (削除。以後全ての条数がひとつ繰り上がる。)

第二十條 普通畫學科第一年級ニ入ルヘキモノハ高等小學校卒業若クハ之ニ相當スル學力ヲ有スルモノトス

但繪畫ニ幾分ノ固有力アルモノハ試業ノ上其ノ科ニ限り仮リニ相當ノ教授ヲナス

(21年規則第廿一條の修正)

第廿三條 入學許可ヲ得タル者ハ上下京區内ニ於テ一家計ヲ立ル者ヲ以テ保証人トシ保証人所在ノ區長奥印シタル在學証書(書式第二號)ヲ出スヘシ

但父兄親族上下京區内ニ在ル者ハ其父兄親族ヲ保証人トナスヲ得其所ノ區長奥印ハ本條ニ同シ

(21年規則第廿四條の修正)

第四十五條

繪畫 内外國ノ各畫學科ヲ設ケ生徒ノ望ニ任セ之ヲ授ケ兼テ應用美術ノ基礎ヲ立テシム

數學 幾何ノ大要ヲ歴授シ就中幾何ノ原則ヲ了得セシムルヲ主トス

理科 動植物ノ構造發育殊性及ヒ分類種属ノ大別骨骼筋肉ノ大要ヲ講授シ且物理ノ大意殊ニ光學ニ於テハ陰陽遠近配色發彩ノ理ヲ辨セシメ併セテ顔料ノ識別及配合並ニ重學ノ大意ヲ了セシメ以テ描寫及ヒ考案ニ實力ヲ與フ

口授 内外國新古ノ圖畫及ヒ模様紋類ニ就キ指教シ諸書ヨリ繪畫及ヒ應用美術ニ關スルモノヲ拔萃口授シ生徒ノ意匠考案ヲ開導ス

体操 輕體操及ヒ兵式ヲ授ケ以體力ヲ養フ

(21年規則第四十六條の修正)

【資料5 明治14年2月 画学校差出京都府宛書簡】

【解題】明治14年2月12日に画学校から京都府に宛て、校則改正を打診した書簡である。監事として1月18日に着任したばかりの金崎壽が書いたと考えて問題ない。13年規則に運用上支障があるため改正したいとその理由を述べており、開校前に制定された規則を、実態に即して修正する必要性を示している。画学校の校則については文部省への提出が求められていたことがわかる。改正に合わせて生徒懲則の策定についても考えが述べられており、府立学校の懲則を基本として画学校独自のものを検討する提案がなされる。同14年1月に着任したばかりの北垣國道のものと思われる認印がある。この書簡に対する府側の回答が資料6である。『画学校校則綴』に収録の原本（京都府罫紙（11行）使用）より翻刻。

(印：明石／博高) (印：廣瀬／知之)

(印：北垣) (印：國重) (印：谷口)

画学校規則并^{府立学校}画学校校則從_{規則附録}

前之分實際差問候ニ付、昨年来評議之
未更ニ別冊朱記之通改正仕度、上額墨
記ハ従前ノ分下額ノ朱記ハ一々改正之縁
由ヲ説明仕候者ニ有之候、何ら之御指揮被下度左右ニテ
不都合無御座候ハ、文部省御伺案等直
追而調成更ニ可伺出候也。

十四年二月十二日 画学校 (印：金崎) (印：吉田／秀毅)

追而該校生徒懲則ハ是迄確定不仕候分
別冊中〇印ハ府立学校一般ノ者ニ付本
校モ其分ヲ相用ヒ申度、且懲則ハ別ニ文部
省御伺立無之其校限り相用申度、尤他
府立校ニ於テモ同様其校限り用ヒ居リ
候次第ニ、此如併而上申仕候也。

【資料6 明治14年3月 吉田秀毅差出画学校宛書簡】

【解題】明治14年2月12日付けで画学校から京都府に宛てられた書簡（資料5）に対する3月28日付け吉田秀毅の回答である。校則教則とも文部省へ提出すべきことを伝えており、内容を承認したということになる。この文面からすると文部省への提出は直接画学校が行ったらしい。同15年10月の第1回内国絵画共進会の際出張した金崎が、文部省に提出を取り下げたとあるのはこの改正案ということになる。画学校は文部省農商務省に対して35000円の資金補助の請願も行っているが（資料14）成果は見えず、校則に対する対応も遅延気味であるところから、両者との交渉はあまり円滑に運んでいなかったものと思われる。《画学校規則綴》収録の原本から翻刻。

(印：金崎壽)

別紙伺済候間、改御廻候
別冊中校則教則
改正ハ文部省伺案
御取調べ更ニ上局へ
御差出し相成度候也
三月廿八日
吉田秀毅
画学校様

【資料7 明治15年12月 金崎壽による第1回内国絵画共進会出張の復命書】

【解題】明治15年10月から開催された第1回内国絵画共進会のために東京出張した画学校監事金崎壽による京都府知事への復命書。12月10日に記されている。金崎は京都府から勸業課長とともに同会担当として出張した。このとき画学校関係者としては、摂理田能村直入のほか審査官を委嘱された原在泉、幸野樞嶺、久保田米僊がいた。金崎の業務は事務所に詰めることであったようだが、文部省や農商務省などに資金補助の陳情も行っていった。また、東京の美術動向を収集する機会でもあったらしく、同会審査長佐野常民との懇談には刺激を受け、画学校の校則改正の必要性を確認している点が興味深い。そのため、文部省に提出していた明治14年規則改正案を取り下げ、博覧会掛に提出しなおして意見を聞くことにしている。金崎の出張は画学校の校則改正の動機付けとして大きな影響があったと思われる。原本は無地罫紙（13行）に墨書されたものと見られるが、現在所在不明で電子複写本が遺るのみである。

（表紙表題）

明治十五年金崎八等屬の復命書

（本文）

明治十五年十二月十日

知事 金崎八等屬（印：金崎）

復命書

内国絵画共進会ノ盛舉タルヤ只優劣ヲ差別シテ勸奨競進セシムルノミ止マラス其優劣差等中ニ暗ニ画派ノ取捨ヲ示スヲ知ル。佐野審査長該会閉場後下官ヲ其私邸ニ招キ各ニ一言ヲ嘱シテ曰ク。願クハ画家ヲシテ愛国心ヲ厚クセシメテ国家ニ有益ノ画ヲ製セシメ而シテ風流ハ之ヲ餘情ニ樂マシムベシ。夫レ自己ノ樂シテ画ク所ヲ以テ廣ク邦家ノ有益トナラハ画学ノ本分ナリト。實ニ画家ノ一針ナリ。

本会出品ノ画家二千有餘ニシテ幅数四千八百餘。之ヲ六区ニ大別シテ陳列ス。南画其過半ニ居ル。皆志那國ノ図或ハ詩文或ハ想像ノ図ヲ製シ該國ノ氣韻ヲ貴フモノナリ。風流ヲ喜フモノナリ。豈愛国心アルモノ、手ニ成リタルモノト云フヲ得ンヤ。故ニ佐野審査長謂テ曰ク。南画ハ工藝上ニ移スヘカラズ国家ニ益少シ。願クハ之ヲ学フモノヲ勸誘シテ漸次日本画ニ移シ邦家有益ノ画ヲ製セシムル事ヲ勉メヨト。

本会出品ノ画図ヲ概評スレハ 皇国歴史ノ圖ヲ出スモノ甚タ少クシテ現時ノ時様ヲ写スモノ又多カラズ。实景ノ圖稀レニシテ詩歌ノ意ヲ取ルモノ亦尠ナシ。多クハ師傳ノ画想像ノ圖ニシテ若シ歲月落款

ナケレハ何レノ時何レノ様ヲ写シタルヲ弁シ難ク又何ノ為ニスル意ヲ解シ難シ。正ニ是レ自己ノ意匠ヲ費ヤサス。或ハ画ヨリ画ヲ習ヒ圖ヨリ圖ヲ取り実物ノ写生ニ苦マズ歴史ヲ講セス時様ヲ覚ラサルニ抛ルモノト考フ。如此カ故ニ機軸ノ画ヲ見ス画学ノ衰退蓋シ右等ヨリ起ルナラン。

今其一証ヲ擧ンニ学画ノ童子其模本ヲ学習シテ学フ所ノ形状ハ何者ニシテ何ノ名タルヲ知ラサルモノアリ仮令ハ遺根ノ模本ヲ習フテ遺根タル事ヲ知ラス或ハ実物ヲ見テ学フ所ノ遺根タル事ヲ知ラサルモノアリ。宜ク現物ヲ觀シテ其名ヲ知ラシメサルヘカラス。

故ニ古画ノ新画ニ超卓シテ貴シト云ハンヨリハ古画ヲ見セテ其意匠ヲ講授シ然ル後之ヲ云ハ、感是必深クシテ觀感ノ致ス可自ラ之ヲ学フニ至ラン。所謂百聞一見ニ如カズノ証ニハ眼目ノ教ヲ先ニスル所以ナリ。

佐野審査長曰ク。京都ノ如キ画学ノ地ニ於テハ。毎年博覽会開設ノ際古画室ヲ添開シテ古名画数点ヲ貴重ノ扱ヲ以テ陳展シ。画家若クハ工藝者ト雖トモ模写ヲ願フモノニハ許可スル等ノ擧アラハ大ニ注意ト進歩トヲ促カシ。其益少カラス。是故ニ東京於テハ博覽会開設ノ際ニ龍池会ヲ開キテ之ニ添ヘリ。然レトモ古画果ノ非ナシトセス。或ハ改良ヲ要スル事アラン。故ニ画ヲ学フモノハ先我ノ主眼画ヲ習ヒ。実地実物ヲ写生シ。時様ヲ見歴史ヲ講シ廣ク古画ヲ研究セハ。必感覺スル所アラン。而益々意匠ヲ凝シ。經驗ヲ累ネハ。始テ機軸ヲ出スニ足ルベシト。

由是觀之ハ。画学ノ模本ハ之ヲ古画ニ取り。教員ハ学半ノ地ニ位シ。学生ハ古画ヲ以主眼トセシメ。専ラ実地現物ノ写生ヲ為サシメ。傍ラ詩歌及歴史ヲ講授シ。而之ヲ養成セハ。氣韻実理時世佳(妙)況共々存有シ。其製画ハ之ヲ工藝上ニ流用スレハ必工藝物ノ補益ト成リ。磐礎トナリ。大ニ物産ノ興隆ヲ資クルニ足ルヘシト考。

依テ画学校規則モ改正シテ前述ノ順序ニ至ラシメシ事ヲ希望シ。経伺上既ニ文部省へ御伺中ノ規則案ヲ取下ケタリ。而其当否ヲ試ミ注意ヲ受ケンカ為ニ。從來規則ヲ共進会著述室ニ出品シ上申セシ如ク。副信ヲ以テ該則ノ審査ヲ請ヘリ。目下猶審査中ニ付近日成功返付ノ上ハ該審査ヲ資トシテ。改正案取調伺出候積ナリ。

本会關係ノ官員及ヒ画工ヲ結合シテ水石社ナルモノ、盟約アリ。下官亦發起ノ一人タリ。本社ノ目的ハ全国ノ社員互ニ各地ノ画学景況ヲ報シ。或問答往復ヲナシ。或ハ古名画等ノ互益ヲ得ンカ為トス。当分山高博覽会掛長ヲ幹事トシ。其私邸ヲ仮事務所トス。右ニ付テハ各府県官ノ内ニ絵事委員ヲ置キテ各地ノ社員ヲ統轄スルノ便ヲ得ンカ為ニ。山高殿ヨリ府縣長官へ其依頼ヲ為スノ約ヲ聞ケリ

以上述フル所ハ絵画共進会事務上ヨリ分派シタル要領ニ有之候

内国絵画共進会開場中ノ要領及見本画奉呈要領

十月一日 午前九時開会式執行。品川農商務少輔卿ノ代理ヲ以臨席祝詞アル。本會關係ノ該官及画家皆着席ス

全五日 宮内省へ出頭シテ画学校ヨリ奉呈見本画ニ係ル長官ノ御書面ヲ呈ス

全六日 前条見本画ヲ奉呈ス。同省請取書アリ。上申濟

全八日 右画 天覽被為在候

但杉宮内大輔ヨリ右画ハ何レモ深切ニ製シタリトノ天評アリシト承ル。又右画ハ此節御用ニ可相成御内沙汰承給候

全日来十日 共進会へ 行幸ノ御達有之候

全九日 明日ノ 行幸御延引ノ御達有之

全廿二日 来ル廿四日 行幸ノ御達有之

全二十四日 行幸被為在列品館通

御ノ節委員陳列館本府縣陳列所ニ正立敬禮ヲ行候

但博物館 御休息ノ節審査長ノ席画ヲ天覽被為在候

全卅一日 上野公園内八百美ニ於テ繪画講話會アリ。佐野審査長山高博覽會掛長審査部長府縣委員審査官府縣出張画工等凡七十餘名

但此日ヨリ連日講話會を東京府出張所ニ開ク。投票高点ヲ以下^{下官}該會ノ委員トナル

十一月十一日 本府出品人ノ内画学校ニ對シ功勞アルモノヲ山高掛長ニ具申ス。過日上申濟

全十三日 褒賞授與式執行。松方大藏卿ニハ農商務卿ヘ代理ヲ以臨席褒賞親授

本府出品人受賞ハ

銀印一名 銅印十三名 褒状 十五名 著述褒状 三名 功勞褒状 六名

但過日上申濟

本日委員ヘ折詰一重 正宗酒瓶一本 杯一箇 賜之候

全十五日 山高掛長ヨリ御用画ノ傳達有之。如左

出品ノ俣御用四名 出品通御注文四名 改作御注文三名

本日 来ル十八日 行啓ノ御達有之

全十八日 皇太后宮 行啓被為在。其式

主上行幸被為在候節ト御同様

全十九日 本府出張審査官本日限解職。左ノ通手当給與相成ル

金四十五円幸野梅嶺 金三十五円ツ、^{原 在泉}_{久保田米權}

全廿日 右三名本日出足陸路帰京

本日午後三時閉會式執行。松方大藏卿農商務卿代理トシテ臨席相成。本會關係ノ該官及出品人着席候

全廿九日 知恩院寶什圓光大師御傳紀

天覽之儀佐竹少教正ヘ宮内省ヨリ達有之。右ニ付右古画為保護同省ヘ出頭。堤大書記官ヘ相渡ス

全三十日 共進會事務所ヘ出頭。宮内省ヨリ御下渡ノ

御用画御手當金ヲ受領シ請書ヲ呈ス。上申濟如左

金廿円幸野榎嶺 七円菊池芳文 廿二円^{村瀬玉田}_{竹村契田}

但御金ハ三井銀行券以本課ヘ送り。檀紙御折紙ハ嵩高二付持帰ノ都合上申濟

十二月二日 宮内省庶務課ヨリ宮中後七日御修法御衣入文庫老個持帰方依頼書来ル。翌日出頭請書ヲ呈ス。上申濟

但御品ハ帰府ノ際授受ノ約

全三日 佐野審査長ノ招ニ應シ全官邸ニ詣ル。画事ニ關スル御講話アリ。別紙之通

全六日 知恩院古画

御覽濟ニ付佐竹少教正同道請取方可取計旨宮内省庶務課ヨリ達有之。則本日出頭請取候

全九日 右古画

皇太后宮御覽之儀御達有之候ニ付。本日佐竹少教正榎田權中講義同伴 青山御所ヘ出頭。為保護出頭ノ儀届出ツ。萬里小路 皇太后宮大夫應接授受取計候

右は東上事務要領ニシテ。閉場以前ハ日々場中ヘ詰切。監督以後殘務取扱濟ノ後ハ画学校資金補助諸願事務ニ付文部農商務兩省ヘ時々出頭。其他大藏省銀行局書記官依嘱京都私立銀行定款等之儀ニ勤務罷在此段具申仕候也

但殘務取扱濟トハ現在殘務ヲ指称候処ニテ其完結ニは無之。此如為念副申仕置候也

【資料 8 明治 16 年 1 月 博覽會掛差出京都府金崎寿苑文書】

致答之處、何分大改正ニ属シ、彼是比較候テハ
却テ錯雜紛煩明晰ヲ欠キ可申旁、新規創
定ノ者ト御見做相成度、此段伺出候也

明治十六年六月 日 京都府画学校監事金崎壽(印:金崎)

京都府知事北垣國道殿

追而別冊中書器模本貸附規則外五則ハ本則ノ
附録ニ付、府限御裁定ヲ以実施致度、此段添テ
相伺候也

【資料 10 明治 16 年 7 月 画学校差出京都府宛規則制定願書】

【解題】資料 9 の書簡による回答を受けて、実際に提出した規則制定願書。校則の改正は見送られており、同時に制定を検討した 6 規則のうち「書器及模本貸付規則」「生徒心得」「寄宿舍規則」の 3 規則のみが提出され制定された。《画学校校則綴》に収録の原本（京都府画学校罫紙（13 行）使用）より翻刻。

画甲第四九号(朱筆)

附録規則相設度ニ付伺

本校規則附録書器模本貸附規則外貳

[則]別冊之通相設度此段相伺候也

明治十六年七月十八日 京都府画学校監事

金崎壽 (印:金崎)

京都府知事北垣國道殿

書器及模本貸付規則

生徒心得

寄宿舍規則

生徒懲則

画学校

【資料 11 明治 20 年 9 月 画学校差出京都府宛校則改正申出書】

【解題】明治 20 年 9 月に京都府画学校校長吉田秀毅から京都府知事北垣國道に宛て提出された校則改正の申出書である。この校則改正によって明治 21 年の「京都府画学校規則」（資料 3）が制定され、四宗の整理再編、修学期間の延長、応用画学科の設置などの大きな変化をもたらした。明治 17 年に摂理を辞した田能村直入の名が見えるが、直入が直接この改正に関わったとは考えにくく、改正対象となる 13 年規則の制定に直入が関与したことから、改変の了解を得たものと思われる。直入の画学校に対する影響力をうかがわせる。《美術工芸学校沿革材料》に収録された

写しから転載する。

画上第二十号 畫學校規則御改正ニ付上申

明治十三年本校規則御創定之主旨ハ美術ノ美ヲ増進シ諸製作諸工藝ノ基礎ヲ正クスルノ目的ニ候處、民度ノ進捗遽ニ主旨ニ追隨スル能ハズ、單ニ風流繪画教授ノ一端舊慣ノ儘ニテ鼓動奨励ヲ得候ヘ共、彼ノ諸製作應用ノ繪画ニ至リテハ未タ進歩ノ途ニ就カス、遺憾無此上候。今ヤ工業美術上ニ於テ人心研究ノナカルベカラサルヲ知ルノ時機ヲ得候ニ付、今度更ニ応用美術画學科ヲ加ヘ、苛クモ繪画關係ノ工業ニ實益ヲ與ヘ候様仕度、殊ニ従前規則ハ入學ヨリ卒業ニ至ル迄僅ニ三ケ年ニ有之候、右ニテハ所詮相當修業ノ年月モ無之候間、是又更ニ五ケ年ト御改メ相成度、右ニ付試ニ別冊御改正規則案起草仕リ、本校撰理田能村小虎共再應協議相遂ケ、即チ最前ノ規則書取添ヘ此段上申仕候也。

京都府画學校

雇 吉田秀毅

明治二十年九月 日

京都府知事 北垣國道殿

【資料 12 明治 11 年 幸野楳嶺らによる画学校仮規則】

【解題】画学校開校の建議書を提出した望月玉泉、幸野楳嶺、久保田米僊、巨勢小石によって明治 11 年 12 月に京都府に提出された画学校の為の校則案である。建議書の提出から 3 ヶ月後のことになるが、建議書に「別ニ學校規則及課業表概畧記載ノ書追テ高覽ニ可奉備」とあるところの学校規則にあたると思われる。画学校の校則に関わる文献では最も古いものといえる。内容を見れば全体として京都の画家や手工業家及び関係業者を巻き込んで自主的に運営しようとしており、15 人という教員の数を除けば、組織は比較的簡素にまとめられている。3 年の修学期間、画員の制度、教員の等級制度、作品の品評制度など、実際の校則に反映する見解を含む。書籍や模本の収集を重視して記述する点が興味深い。《画学校校則綴》に収録の原本（無地罫紙（11 行）使用）より翻刻。ちなみにこれに付随する課業表は、久保田米僊と望月玉泉によるものが本資料とともに遺されており、『百年史』（p.165）に収録される。

畫學校假規則

洋漢二流ニ通ジ時務ニ明カナル者ヲ選ヒ東京ニ出シ図學校ノ規則美術局ノ良法ニ学バシメ此校ノ参考ニ可備事

但東京ニテ學術卒業ノ生徒ヲ一名雇入ルハモ可ナリ
一其任ニ堪ヘタル人材ヲ十五名選出シ月給ヲ定メ教員トス

但教員ノ中教場ノ課業或ハ未タ学バサル処アレバ傍ラ是ヲ勉メシム十五名勤ト雖トモ其能不能ニ應ジテ月給ノ差等アルベシ

但五名宛出勤十日毎ニ交代セシム

一 壹年一度教員ノ大検査ヲナシ落第ノ者ハ更ニ勉メシム

但教員ヲ二等ニ領チ下等ニテ三度落第ノ者ハ免職ス教員ノ闕タルハ輪番画員ヨリ選出ス
一 画業ノ者ハ悉ク免許ノ鑑札ヲ與エ校ノ画員トシ五拾已下ノ者ハ日給ヲ定メ輪番ヲ以毎月幾日出勤セシメ其能ニ應ジタル課ヲ勤メシム

但シ怠ル者ハ至當ノ罰ヲ加エ止ムヲ得ザル事故アリテ出勤能ハザル時ハ證人ヲ立テ、断ラシムベシ

一 生徒授業ハ三年ヲ以テ期トナシ學事卒業ノ者ニハ輪番画員ノ免状ヲ附与ス

但生徒満期タリトモ學事不熟ノ者ハ免状ヲ與ヘズ

一 教員画員生徒トモ各禮義ヲ正クシ學業ニ勉勵シ温良端正ニシテ舍則ヲ守リ居室身體衣服等都テ清潔ニスベシ

一 壹年二度大検査ヲナシ生徒ノ等級ヲ黙陟ス

一 画員ノ課ハ四等ニ分チ鑒古 作図 真寫 臨摸トス

但日給ハ其課ニ應シテ多少ヲ定ム

一 幹事ハ瑞應社ヲ始メ表装家ヨリ選出シ依怙偏頗ナク私意ヲ去テ奸ナラザル者十名其任ニ充ツ

但三名宛出勤十日毎ニ交代セシメ至當ノ給料ヲ與フ

一 學校掛リトシテ官ヨリ壹名御出張ヲ願ヒ諸事取締リ校内諸人ノ怠慢ナカラシム

一 画員中ヨリ二名幹事ヨリ二名事務ニ達シタル人材ヲ選ヒ校ノ總代トナシ官ノ御用又ハ諸方ノ應接生徒進退ノ事務其他ヲ管セシム

但至當ノ給料ヲ與ヘ半年ヲ以テ期限トシ交代セシム

一 友染下絵ヨリ陶器画工浮世絵工其他画ヲ業トスル者ニハ免状ヲ与エ画員トシテ臨時ノ急ニ備フ

一 骨董家及表装家等書畫ヲ賣買スル者ニハ鑑札ヲ與エ校ノ周旋方トナシ臨時人数入用ハ給料ヲ与ヘ其役ヲナサシム

一 画學必要ノ書籍類又ハ古物古器ノ臨摸本其他諸家秘藏ノ摸本真写等ヲ蒐集シ鑒古物理ニ通曉セル人ヲ選ヒ品評セシメ校ニテ出来セル画図ノ聊カモ疎漏杜撰ナカラン事ヲ要ス

一 画學校ノ檢印ヲ鑄造シ校ニテ成リタル画ハ悉ク其證ヲナスベシ

但粗漏杜撰ナル時ハ老先生ト雖トモ認メ更メシム

一 府下ヲ始メ内國中其他海外博覽會出品ノ画ハ必ラズ校ニテ是ヲ檢シ衆評ノ上ヘ勸業場ヘ出ス其檢ヲ經ザルハ出ス事ヲ許サズ

一 博物館ノ御物ヲ始メ社寺ノ什物等 官ヨリ許可ヲ得テ不漏臨摸シ其他市井民家秘藏ノ古物画類等皆臨摸シテ参考ニ備フ

一 陶工銅工ノ新ニ製セシ物博覽會ニテ褒賞ヲ得タル或ハ織工ノ新製地紋等悉ク其品ヲ臨摸シテ其道々ノ考ニ備フ

一 他國ニ漫遊セント願フ者ハ官ノ許可ヲ得テ校ノ添書ヲ齎シ私用ノ傍ラ其他ノ實景又ハ社寺ノ什物古物ヲ臨寫シ帰京ノ上ヘ是ヲ校ヘ出サシメ其功ニ應シテ適宜ノ給ヲ附與ス

一 古畫ノ鑒定ヲ願フ者ハ至當ノ謝儀ヲ出サシメ校ヨリ證書ヲ授與ス

此他諸方ノ囑品売品等ハ至當ノ價ヲ以テ是ヲ鬻出シ學校永續ノ一助トナサン事ヲ欲ス

明治十一年十二月 望月玉泉
幸野楳嶺
久保田米仙
巨勢小石

【資料 13 明治 12 年 関口老雲による画学校見込書及び開業届】

【解題】信州に生まれた関口老雲（守衛）（1836～1901）が京都に出て、師事する谷口藹山のもとに寄留中、京都府に提出した画学校の運営に関する意見書（無地罫紙（9行）使用）。明治 11 年 12 月に記した老雲の京都での画業開業届が付される。老雲は明治 12 年 12 月勸業場に於ける府知事の画学校協力要請を受けて記したものと思われる。鑑賞用絵画を描く画家を上等とし、手工業に関わる下絵を描く絵師を下等として分類し、京都において画業にかかわるもの全てを画学校に結集しようとする。教員は上等の画家より交代であたることとし、寄付のほか揮毫の頒布により資金を確保しようとした。また、学ぶ専攻は生徒が自由に選べるようにしており、画学校開校時の校則に共通する点も見られる。外部からの投書ながら、文書が学校規則とともに残されていることから、府側の参考資料とされたのであろう。実際老雲は明治 19 年に画学校の用掛となり学校運営に関わることになり、21 年の規則改正に関与した可能性が高い。この文書に“画学校出仕”という言葉がはじめて見られるが、これは儒詩書家等漢学の教師たるものを対象としており、内容としては後の画学校出仕と異なっている。見込書には老雲の開業届（無地罫紙（10行）使用）とこれに付随する履歴書（無地）が添付されている。京都の人間でない老雲が身分を明らかにするために添付したものであろう。ただ府の扱いを見れば、京都においても文人としての老雲は評価されていたと思われる。老雲は学校が府から市に移管されると学校から離れたらしく、以後学校の記録にその名は現れない。《画学校校則綴》に収録の原本より翻刻。

画学校見込書

長野県士族
老雲 関口守衛

一勸業所ニテ西京市中市外面業之者御取調有御座候度事
附タリ

雑業中ニ絵事ヲナシ謝義受ル者皆画業中結入度事

一上下ノ等ヲ別チ度事

懸幅帖冊屏風等ヲ描クヲ上等トシ陶器染模様紋所上絵等ヲナスヲ下等ト致度事
但シ

懸幅帖冊染模様紋所上絵等ヲ相得シナス者ハ其専門ニナス所ヲ以テ等級ヲ別ツベキ事

一上下画業之者勸業所へ教授御届為差出度事

教授御届差出候者ヲ画学校教師ト名ヅケ教授御届不致者ヲ画学校門生ト唱ヒ度事

門生ニ旧新二等アリ旧門生ト号ス者譬バ染模様或ハ紋所上絵等下夕職ト唱ヒ一分前ニナキ弟子
分之類ヲ云新門生ト号スル者ハ是ヨリ入門シテ勉強ナスベキ者ヲ云此門生モ伝習相済未ダ教授
御届不致前ハ旧門生ト唱ヒ度事

一画学校教方主事ヲ相立度事

上等ヨリ二名或ハ三名入札撰名ナシ一年ヲ以テ交代ナスベシ毎年博覧会之時ヲ以テ此方法定メ度事

但シ

一ヶ月三日或ハ六日画学校へ出仕諸事ヲ取行ヒ可申其念番之者ハ住居之門ニ画学校教方主事云々ト相認表札懸度事

一新門生入学ノ法方

上下等之見本ヲ買テ校中ニ納メ置入学仕願之者其見本ヲ一覽シテ己レガ志アル方ニ伝習スベキ事

一画学校常備金之法方

附タリ

教方主事諸教師江入金之事

一条

一上等者并二門生之者一年一枚ヅツ入念之作画学校へ相納ムベシ新タニ教授御届之者ハ始念八十枚ヲ納メ次年ヨリハ旧教授同様伝習済之者旧門生御届之者ハ始年五枚ヲ納メ次年ヨリハ一枚ヅツ納メベキ事

附タリ

勸業方ニテ某商業之者或ハ懇望之者ニ代価入札為致売却ナシ代金常備ニ致度事

但シ

年ニ博覧会ヲ以テ其法方ヲ行フベシ其代価録上梓ナスベキ事

一下等之者ハ一年三日ヅツ献業可致事

但シ

三日ヲ献業迷惑之向ハ一日十銭ト積リ三日三十銭ノ料ヲ納メ度事

二条

一内国諸府県下ノ好事家或ハ書肆骨董家有志ノ者ヨリ献金願之向ハ是ヲ許可アリ其国所姓名ヲ書シタル板札ヲ掛ベキ事

但シ

此金圓モ常備タルベキ事

三条

一新門生入学仕願之向ハ手数料入門料差出スベキ事

附タリ

多少ヲ不論寄附金可致事

但シ

手数料ハ年番教方主事ニテ取納入門料ハ生徒ヨリ懇望ノ伝習教師ニテ取納ベキ事

四条

一西京市中市外諸画業之者遊歴セント欲スル者画学校之許可ヲ得テ他行可致事

附タリ

手数料差出ベキ事

但シ

此手数料年番教方主事ニ取納ムベキ事

一西京市中市外儒詩書家等画学校出仕ト云名称ヲ相仰付度事

但シ

名目迄ニテ出仕勝手タルベキ事年内ニ二枚ヅ、書シテ可納事以下画家同断
以上

尚細事御意得被成度方ハ御尋聞被下
度口述可致候也。
右拙者關係無之義ニ候得共。元來繪事
ヲ相好ミ佐久間象山及東条琴壺ニ
画学ヲ相学ビ廿ヶ年前出京致候。
貫名海屋及谷口藹山ニ画法ヲ得。夫ヨリ
以來仕雇余暇相試ミ。近來繪事ヲ
以テ漫游ナシ。此度開業之心得ニテ出
京致候所。不計モ過日勸業場ニ
至リ。画学校御内評之席ニ連リ候
次第。往々開業之見込ニモ候得共。傍觀
致候事ニモ無之義ニ付。聊愚意
申述候。御一統御評議被下度候。
以上

(以上見込書)

記

私儀

従來繪事ヲ好ミ佐久間象山及
東条琴壺ニ画学ヲ学ビ廿ヶ年
前出京致候。貫名海屋及谷口藹山ニ
画法ヲ伝習シテヨリ仕官之余暇相
試ミ。近來繪事専門ニ致居候。此度
都下ニおいて開業致度上京致居候義ニ
御座候。以上

東三本木五百十七番
屋敷谷口藹山寄留
長野県士族

明治十一年十二月七日 関口守衛

(以上開業届)

改正高

現石八石七斗八升四勺

賞典永世高

拾八石 但シ此現石四石五斗

合高

現石拾参石貳斗八升四勺

父故幸敦

祖父故幸布嫡孫承祖

関口守衛

明治十一至十二月四十二年五ヶ月

嘉永元年戊申年十一月五日家督同五壬子年十一月晦日番入慶應

三丁卯年正月廿三日藏奉行^{内用方心得}同四戊辰年五月五日甲斐
府出張同月廿一日應東海道參謀之指揮同国都留郡
矢村陳屋為取締出張七月三日迄在陳同月十七日雇士族
鎮撫府護衛隊差配并 命同国都留軍上野原駅境
川出張并ニ同所近傍取締被 仰付十月九日東京從鎮將
府相模国津久井縣十一ヶ村取締諸事進退兼勤拜
命明治二己巳年二月廿三日御用濟ニ付歸藩被
仰付同四辛未年十一月五日廢縣ニ付長野縣士族被
仰付候也

長野縣管下北第十三大區
小四區信州埴科郡忝代町ノ
内字代官町六番邸住士族

明治十一年十二月七日

(以上履歷書)

【資料 14 明治 16 年 11 月 府立画学校沿革 (府立学校沿革誌)】

【解題】明治 16 年 11 月頃に記された画学校の略沿革。この文書に、明治 11 年 8 月田能村直入上申書、同年 9 月望月玉泉幸野榎嶺建議書、明治 12 年 1 月榎村正直第 25 号告諭、同年第 25 号達宗由、明治 13 年 7 月京都府大書記官国重正文告辞、画学校出仕等級見込表、京都画事集談会規約、画学校経費、教科課程、入退学及卒業生徒一覧表、京都府画学校職員月俸并准官等表、職員教員表が付されており、最も古い学校沿革記である。京都府の行政文書である『府立学校沿革誌』の一部であり、学務課が編集した。これを書いた者は不明だが、当時の画学校の事務方としては監事の金崎壽以下青木二郎、鈴木勇、深谷省之助がおり、文面には金崎の功績を顕彰する意図がうかがえる。内容としては、品評規則の運用、画事集談会の開設、学校経費と国への補助金申請、校地問題の経緯について『百年史』の年表に見えない内容が含まれる。京都府野紙(13 行)が使用され全体で 24 紙ある。京都市立芸術大学に遺る電子複写から沿革記本文 5 紙分を翻刻した。

府立画学校沿革

本校ノ目的ハ繪画學術ヲ振起シ工藝ノ基礎ヲ
訂正シ以テ文化ヲ補ヒ財源ヲ深ウセントスルニ在リテ明
治十二年一月本府画學ノ緊要ナル旨ヲ管内ニ諭シ
画學校創設ノ意ヲ懇示ス<sup>布達文及ヒ布達ノ
主意書別紙ニ在リ。</sup>同十三年
六月規則教則ヲ編成シ七月開校ノ達書ヲ發シ府
下現住ノ画家ニシテ其教授ニ堪ユル者ヲ擧ゲテ本校出
仕ヲ命ジ而シテ府下上京區第十一組中筋町准后
里御殿ニ於テ開設ス<sup>開校ノ際國重大書記官
告示アリ別紙ニ載ス。</sup>此ニ於テ各宗
教員ヲ出仕中ヨリ撰挙シ望月玉泉ヲ東宗教員ニ小山
三藏ヲ西宗教員ニ谷口藹山ヲ南宗教員ニ鈴木百
年幸野梅嶺ヲ北宗教員ニ命ジ各宗生徒教授ヲ

分擔セシム。是ヨリ先キ大阪府士族今ノ撰理田能村小
虎画學ノ欠クベカラザル旨及ビ設校ノ地唯リ京都ヲ
良シトスル趣ヲ陳ベ學校建設ノ義ヲ建言ス<sup>建言書別
紙ニ在リ。</sup>
尋テ望月玉泉幸野樗嶺等モ亦連署此議ヲ
建ツ。府廳曾テ此ニ見アリ。此ニ於テ之ヲ建設ス。同年八月
願ニ依リ北宗教員鈴木百年ノ職ヲ解ク。九月願ニ依リ
南宗教員谷口藹山ノ職ヲ解キ池田雲樗ヲ以テ其後
任トス。同十四年一月等外一等出仕勸業課工商務掛附
属森山春吉ヲ兼學務課付属トナシ本校ノ事務ヲ執ラシ
メ本府平民桂徳之助ヲ雇トス。同月品評規則ヲ定ム。即チ
等級十二等神ヲ神品妙品能品入格ノ四區ニ大別シ每區
ヲ各三等ニ小別シ教員助教員ノ位置ヲ定ム。而シテ此
等級ハ春秋二季校員製画ノ大展覽會ヲ校内ニ開キ
其品評ニ依テ實施スルモノトス。同月本校ニ監事ヲ
置キ校中ノ事務ヲ掌ドラシム。即チ本府九等属勸業
課出仕金崎壽ヲ兼學務課出仕トシ以テ其ノ任トス。
二月各画家ノ私塾生徒ニシテ其画ノ検明ヲ乞フモノ
アラバ本校ノ割印ヲ與フルノ規程ヲ定ム。又府下ニ
於テ画ヲ要スル工業者ヲ撰擧シテ本校用掛ヲ命
ズ。是レ他日工業科ヲ設ケ工業圖画検定法實
施上ノ紹介ヲナサシメ工業者ヲシテ不整ノ繪ヲ用キシメ
ズ其榮譽ヲ進メンコトヲ欲シテナリ。四月副教員望
月玉泉同小山三藏同池田雲樗幸野樗嶺等ヲ三等教員
トナシ月俸貳拾円ヲ支給ス。同月撰理ノ職ヲ置キ用掛
田能村小虎ヲ以テ之ニ任ジ本校維持法諸則編成
及教員選舉等ノ事ヲ掌ドラシム。九月願ニ依リ
雇桂徳之助ノ職ヲ解キ當府士族深谷省之助ヲ
雇トス。同月當廳石版機械ヲ付與シ大藏省印刷局ヨリ
其技手松井左金吾ヲ招聘シ傳習生ヲ募リ其術ヲ
教授セシム。十一月傳習卒テ帰京ス。爾來校内ニ石版
局ヲ置キ書画等ノ印刷ヲ為スニ至ル。同月願ニ依リ
西宗教員小山三藏ノ職ヲ解キ田村宗立ヲ以テ其後
任トス。同十五年一月九等属金崎壽ヲ八等属ニ岡山縣士
族鈴木勇ヲ等外三等出仕學務課付属トナシ本
校ノ事務ヲ扱ハシム。同月展覽會開業ノ式ヲ行フ。知
事書記官臨場各課長之ニ陪ス。蓋シ本會ハ其規
則アリト雖モ本校開設以來之ヲ實施セズ是ニ於テ
始メテ之ヲ行フ。四月願ニ依リ森山春吉ノ職ヲ解ク。
五月田能村小虎鈴木百年森寛齋ヲ画學講
談擔当トス。七月御用係勸業課工商務掛青
木二郎ヲ本校兼務トナシ事務ヲ扱ハシム。九月願ニ依

リ北宗教員幸野梅嶺ノ職ヲ解キ鈴木百仙ヲ以テ其
後任トス。十月故アリテ本校ヲ河原町二条下ル二丁目樋ノ
口町ニ移シ仮校トナス。同月東京上野ニ於テ内國繪
画共進會開場アリ。是ニ於テ監事金崎壽出
仕幸野梅嶺原在泉久保田米仙等ニ東上ヲ命ズ。
而シテ幸野梅嶺原在泉久保田米仙等本會審
査官命ゼラル。十一月本校出仕ニシテ曩キニ繪画共進會
へ出品セシ者ノ内森寛齋銀印中西耕石外十一名ハ銅印
重春塘外十五名ハ褒状ノ褒賞ヲ得。田能村小虎
外五名ハ画学校創業ニ與リ功アリ且設校後孜
々トシテ後進ヲ誘導スルヲ嘉賞ノ褒状ヲ得タリ。
而シテ功勞褒状ハ監事金崎壽ノ書ヲ本會掛長ニ呈
シテ其状ヲ具セシニ依ル。同十六年三月前キニ繪画共進會
ニ付キ東上セシ金崎壽幸野梅嶺原在泉久保田米仙
等會事終ツテ帰府ス。十一月画学家各自ノ思
想ヲ集メ同業ノ嚮論ヲ擧ケ画学ノ振起ヲ計
リ思想ヲ交換シ長ヲ採リ短ヲ補フノ道ヲ開カンガ為メ
画事集談會規約ヲ定メ會頭副會頭幹事理事
録事等ノ役員ヲ投票撰擧ス。即チ金崎壽ヲ
會頭ニ幸野梅嶺久保田米仙ヲ副會頭ニ巨勢小石野
村文舉望月玉泉池田雲樵森川曾文原在泉ヲ
幹事ニ青木二郎ヲ理事ニ薦擧ス。抑モ本校ハ諸派
ノ画學ヲ擴張シテ美術ノ美ヲ増進シ工藝製
作ノ基礎ヲ訂正スル為メニ設クル者ト雖モ創業以
来日尚浅ク世人本校ノ何者タルヲ知ラザルモノ多ク
為メニ生徒モ増進セザリシカ。目今ニ至リテハ漸次画道
ノ國家ニ欠クベカラザルヲ知り子弟ヲシテ入校セシム
ルモノ日ニ増殖シ且ツ管外ヨリ笈ヲ負フテ入
校スルモノアルニ至ル。而シテ生徒中既ニ卒業シ本校
ニ出仕其教授ヲ助クルモノアリ。然レドモ規則教則等實
際ニ適セザルモノアルヲ以テ目下之ヲ訂正調査スルヲ
以テ不日開申スル所アラントス。而シテ本校資金ハ菲薄ナル
利子ヲ以テ僅カニ月費五分ノ一ヲ支フル猶難シ。故ニ
府廳特殊ノ保護ヲ受クル此二年餘昨年来
文部農商務兩省へ三萬五千元ノ補助ヲ申請
中未タ其指令ヲ領セズ。又地所ノ如キモ明治十三年
中寺町御門内ニ建築地ヲトシ標柱ヲ建ツ。其
后府會ノ決議ヲ以テ博覽會場地トナリ故ニ里
御殿ニ轉トス。今又大内御裝飾ノ為メニ返地セリ。築校
地ノ定マラザル恰モ基礎ノ立タザルニ似タリ。現在織殿
ニ合棟スルモ得策ニアラズ。故ニ先ツ地ヲトシテ築校

ノ意ヲ表セハ永遠ノ計畫ニ益アリ。而シテ地ハ
土手町ノ如キ山水摸範ノ所ヲ要ス。是レ本校
沿革ノ一斑ナリ

【資料15 《画学校規則綴》内容一覧】

【解題】画学校開校初期の諸規則を綴ったもの。表紙を欠くため正式な簿冊名は不明だが、現在電子複写で第三号から第五号まで遺されている「沿革史別冊」の第一号にあたるものがこの簿冊と思われる。明治13年に布告された「京都画学校規則」に係る規定が集められる。明治11年に画学校開校を建議した幸野樞嶺、望月玉泉らから提出された画学校仮規則と教則及び関口老雲から提出された見入書及び開業届は学校規則布告以前の資料である。また東宗、北宗、南宗の教則は画学校開校直後に作成されたもので、実際に運用されたと考えられるが、正式に施行されていない。開校後に策定された6件の規則は沿革史別冊第三号にあたる生徒管理規定の簿冊と内容的に重複している。校則改正の案件に関わるため、ここに一部が収録されたのであろう。

画学校規則綴			
群	名称・種類	備考	用紙
1	忠直差出書簡 明石・廣瀬宛	1月19日	無地
2	京都府立学校規則附録 画学校規則 下	36箇条	京都府罫紙 11行
	京都画学校規則 上		
3	金崎寿差出文書 北垣国道宛(附録規則相設度二付伺)	明治16年7月18日	京都府画学校罫紙 13行
	目録		
	画学校画器及模本貸付規則		
	生徒心得		
	寄宿舍規則		
4	京都画学校懲則 表紙		無地
	京都画学校懲則		京都府罫紙 11行
	同 裏表紙 白紙		無地
5	吉田秀毅差出書簡 画学校宛	明治14年3月28日	無地
6	規則改正伺	明治14年2月12日	京都府罫紙 11行
7	画学校品評及鑑定規則		京都府罫紙 11行
8	品評規則起案		無地罫紙 10行
9	京都府布令書 第260号	明治13年6月	原本 11・12丁
10	画学校仮規則 幸野樞嶺・望月玉泉他	明治11年12月	無地罫紙 10行
11	私説 久保田米僊述		下京第四区罫紙 10行
12	京都画学校課業表 久保田米僊編		無地
	画学課業表 望月玉泉編		無地
13	画学校見込書 関口守衛		無地罫紙 9行
	開業届	明治11年12月7日	無地罫紙 10行

	関口守衛履歴書		無地
14	京都画学校東宗教則 望月玉泉	明治 13 年 7 月	無地罫紙 10 行
	教則参考 望月玉泉	明治 13 年 7 月 23 日	
	京都画学校東宗課業表		
15	北宗塾中規則 草稿	明治 13 年 7 月 12 日	無地罫紙 10 行
	北宗画学課業表		
	北宗画学日課時間表		
	北宗教則草稿成ルニ際シ 幸野楳嶺		
16	南宗画学校教則 中西耕石他	明治 13 年 7 月	無地

【資料 1 6 《改正規則稿本綴》内容一覧】

【解題】画学校校則の改正案に関する資料をまとめたもの。表紙が遺され、「十五年廿二年 改正規則稿本綴」と記しているため簿冊の名称が明確である。明治 14 年に作成された 29 箇条改正案と明治 16 年に作成された 89 箇条改正案が収録される。特に前者については農商務省の博覧会掛に検討を依頼した際回答を受けた 29 箇条規則に関する意見書全体が、添付された資料とともに遺されている。開校後に策定された「生徒懲則」が収録されたのは、明治 14 年の校則改正の案件に関わるため、一具と考えてここに収録したのであろう。

改正規則稿本綴 十五年廿二年			
群	名称・種類	備考	用紙
1	修正案 通則目次 京都画学校通則 京都画学校教則 府立学校規則附録 京都画学校則	29 箇条案	京都府罫紙 13 行
2	京都府画学校規則 全 通則目次 京都画学校通則 京都画学校教則	29 箇条案	京都府罫紙 13 行
3	金崎寿差出文書 北垣国道宛	明治 16 年 6 月	京都府画学校罫紙 11 行
4	生徒懲則		京都府罫紙 11 行
5	京都府画学校規則改正案 規則目次 京都府画学校規則 規則書式目録	89 箇条案	京都府罫紙 13 行
6	博覧会掛差出文書 金崎寿宛 京都府画学校規則 全 通則目次	29 箇条案。明治 16 年 1 月 17 日	農商務省罫紙 13 行

京都画学校通則		
京都画学校教則		
府立学校規則附録 京都画学校則		
画学所仮規則		
画学書仮規則		
画学所入学生徒心得	明治 16 年 1 月 17 日	無地
画学教授規則		
封筒		